第 12 回別府市都市計画審議会

報　　告

日　時：平成２１年２月３日（火）

場　所：別府市水道局３階大会議室

別府市建設部都市政策課

目　　次

報　　告

別府市都市計画施設の整備見直しについて

ページ

はじめに … 1

【Ⅰ．別府市都市計画施設の整備見直し基本方針】

１．　整備見直しの必要性と基本姿勢 … 4

２．　都市計画道路の整備見直し基本方針 … 5

３．　都市計画公園の整備見直し基本方針 … 13

４．　市民意見募集の概要と結果 … 19

【Ⅱ．別府市都市計画施設の個別評価と検討】

５．　個別施設の評価と検討（道路編） … 21

６．　個別施設の評価と検討（公園編） … 40

はじめに

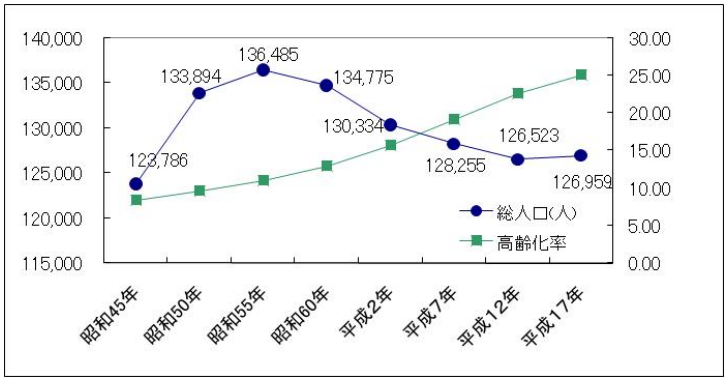
○背景

道路、公園をはじめとする都市計画施設は、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するために必要不可欠な社会基盤であり、計画的な整備および維持管理を継続させていく必要があります。

別府市においても、順次計画的に整備を進めてきておりますが、平成 19 年 3 月末時点での整備率は道路が約 39%、公園・緑地が約 23%となっており、整備があまり進んでいない状況です。また、都市計画決定後長期にわたり未着手の施設も多く、都市計画法に基づく建築制限を長期間課せられている関係者を含めた住民に対して理解が得られにくい状況となってきています。

別府市における都市計画の決定については、昭和 27 年に決定したものをベースに昭和 38 年に見直しを行って以降、全体的な見直しは行っていない状況です。計画当時は、戦後から高度経済成長期であったため、人口の増加、経済の成長、交通量の増大、市街地の拡大等を前提に決定されたものであり、近年の人口減少、低成長、市街地の拡大の収束等といった社会経済情勢の変化から、都市計画施設の役割や機能が大きく変化してきていることが考えられます。別府市のおいても人口減少、高齢化の傾向が進んでおり、今後もその傾向が続いていくことが予測されています。

そのため、社会経済情勢の変化を考慮し、都市計画施設の必要性や配置、構造等の検証を行いながら、人口減少、高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりに対応した都市計画施設の見直しを進めていくことが必要となってきています。



別府市の人口及び高齢化率の推移（国勢調査）

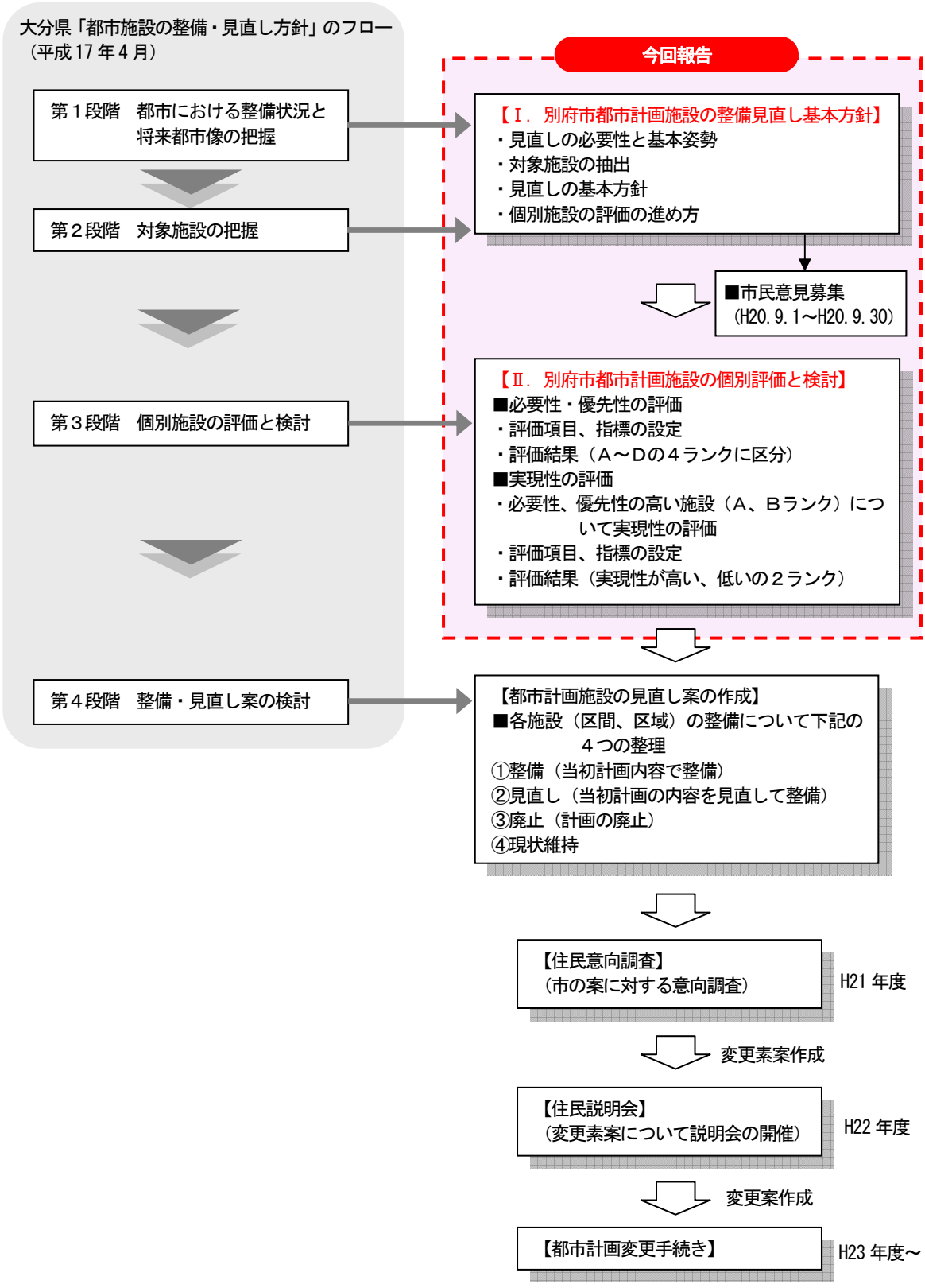
○都市計画施設の見直しについて

都市計画施設の見直しについては、大分県の「都市施設の整備・見直し方針」に基づき進めていきます。

見直しにあたっては、別府市の国際観光温泉文化都市としての地域特性に配慮し、別府市都市計画マスタープランなどの将来像に基づいた上で、必要性・優先性及び実現性の検証を行い、個別の課題を整理しながら進めていきます。

また、市民意見募集、住民意向調査、住民説明会の開催などを行い、住民との合意形成も十分に図っていくこととします。

【別府市都市計画施設の整備見直しフロー】



【Ⅰ．別府市都市計画施設の整備見直し基本方針】

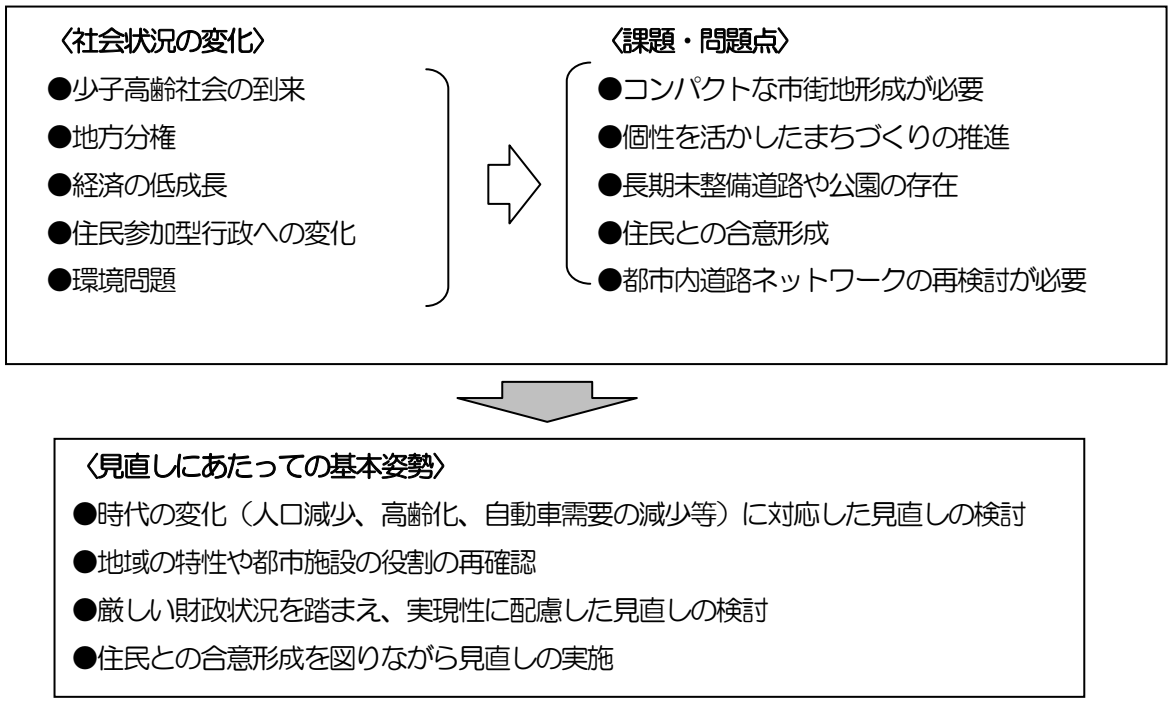
１．整備見直しの必要性と基本姿勢

別府市内の都市計画道路及び公園は、都市を支える基盤として市の発展に寄与してきたが、都市計画道路延長の約６割、都市計画公園面積の約８割が、都市計画決定から未着手のままとなっている。

また、都市計画の考え方が、近年の社会経済状況の変化により、「都市への人口集中と都市の拡大を前提にしたまちづくり」から「コンパクトな市街地形成にあったまちづくり」に方向転換されている。

このため、未着手の都市計画道路及び公園について、配置、構造、需要等の検証を行い、必要に応じて積極的に都市計画を変更する必要がある。

なお、社会状況の変化に伴う課題・問題点を踏まえ、見直しにあたっての基本姿勢を以下のとおりとする。



２．都市計画道路の整備見直し基本方針

2-1 都市計画道路の概要

●国道や県道・主要な市町村道に代表される都市の骨格となる道路で、都市計画法によって定められた（都市計画決定された）道路である。

●都市計画道路は、公園・下水道などとともに、安全で快適な生活や、良好な環境を保つために必要な施設で、次のような様々な機能を併せ持っている。

1. 人やものの動きのための通路としての機能。
2. オープンスペースとして居住環境を維持する空間機能。
3. 災害時の避難、救助のための通路、災害の拡大を遮断するための機能。
4. 電気、上下水道等供給処理施設や電話、CATV 等の情報通信施設、その他都市生活に必要な施設を収容するための空間機能。
5. 街区、更には都市全体を囲み、その位置や規模、形状を規定する機能。
6. 沿道の土地使用を促進し、土地の発展を誘導する機能。

●長期的な整備計画を円滑に進めるために将来整備する地域をあらかじめ設定して、予定区域内の土地利用に一定の制限を加えている（※都市計画制限）道路である。

2-2 都市計画道路の整備状況

別府市における都市計画道路の整備状況は以下の通りである。

表 都市計画道路の整備状況

区　域	計画決定延長（m）	整備済延長（m）	整備率（%）
市全域（27 路線）	87,274	34,040	39.0%
人口集中地区（ＤＩＤ）内	60,262	26,028	43.2%
その他の市街化区域	19,072	4,410	23.1%
市街化調整区域	7,940	3,602	45.4%

（平成 19 年 3 月 31 日現在）

2-3 都市計画道路における対象施設の抽出

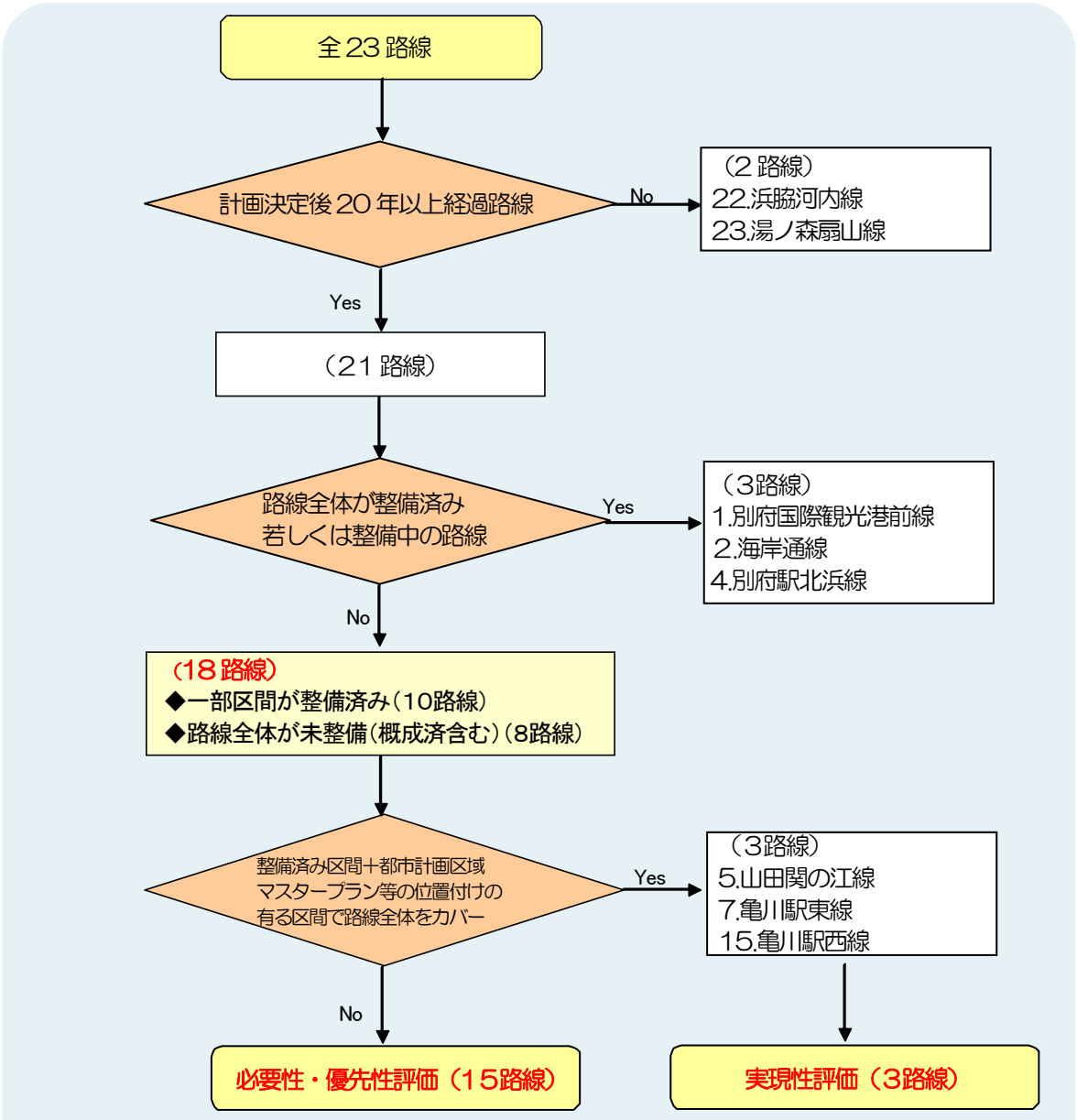
対象路線は、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（道路）」を踏まえ、以下の考え方に基づいて抽出する。

①都市計画決定（当初）から２０年以上整備未着手の路線
②都市計画決定から２０年以上にわたって未着手区間が存在する路線
③その他別府市が見直し対象として抽出した路線

※見直しの対象は路線単位で抽出することを基本とするため、路線内に長期未着手区間が存在する場合は、検討対象路線として抽出

また、下記の場合は、見直し対象路線から除外するものとする。

・路線全体が、整備中若しくは事業中（H19.3.31 現在）となる場合
・都市計画区域マスタープランによって早期整備の位置付けがある場合、位置付けのない区間が整備済みで、位置付けのある区間と合わせて路線全体が全て整備済みと位置づけられる場合（ただし、実現性の評価は実施）



■見直し対象路線の抽出の流れ

前頁の考え方に従って、見直し対象路線を抽出した結果、及び見直し対象路線位置図は以下に示すとおりである。

表　見直し対象路線の抽出（1/3）

路線番号	路線名 区間　区間の起点～終点	計画決定 幅員（m）	車線数	延長（m）	判定① 計画決定からの経過年数（年）	判定	判定② 整備状況	判定	判定③ 将来計画等の位置付け	判定	見直し対象	備考 決定番号
1	**別府国際観光港前線**	82	4	91	47	●	整備済	○	—		—	(3・1・1)
2	**海岸通線**	30	6	9,870	55	●	整備済	○	—		—	(3・2・2)
	① 起点～東別府	40	6	560			整備中	○	○		／	
	② 東別府～終点	25～35	6	9,310			整備済	○			／	
3	**国際観光道路**	30	4	6,370	55	●	未整備	●	—	●	●	(3・2・3)
	① 起点～踏切	30	4	196			整備済	○			／	
	② 踏切	30	4	20			概成済				／	
	③ 踏切～朝見北石垣線	30	4	881			整備済	○			／	
	④ 朝見北石垣線～上人ヶ浜湯の河線	30	4	1,084			概成済				／	
	⑤ 上人ヶ浜湯の河線～野口原実相寺公園道路	30	4	379			概成済				／	
	⑥ 野口原実相寺公園道路～南立石亀川線	30	4	650			概成済				／	
	⑦ 南立石亀川線～終点	18～30	4	3,160			整備済	○			／	
4	**別府駅北浜線**	22	4	470	55	●	**整備済**	○	—	—	—	(3・3・4)
5	**山田関の江線**	25	4	8,690	55	●	未整備	●	**有**	○	—	(3・3・5)
	① 起点～秋葉通線	20	4	469			未整備		○		／	
	② 秋葉通線～別府駅前原線	25	4	660			整備中	○	○		／	
	③ 別府駅前原線～富士見通鳥居線	25	4	427			未整備		○		／	
	④ 富士見通鳥居線～春木川	20～25	4	2,376			整備済	○	○		／	
	⑤ 春木川～上人ヶ浜湯の河線	20	4	717			未整備		○		／	
	⑥ 上人ヶ浜湯の河線～照波園平田川線	20	4	640			未整備		○		／	
	⑦ 照波園平田川線～南立石亀川線	15	2	1,221			未整備		○		／	
	⑧ 南立石亀川線～亀川駅西線	12	2	250			未整備		○		／	
	⑨ 亀川駅西線～古市	12	2	250			未整備		○		／	
	⑩ 古市～終点	12	2	1,680			未整備		○		／	
6	**野口原実相寺公園道路**	22	4	5,293	55	●	未整備	●	—	●	●	(3・3・6)
	① 起点～青山町	12	2	500			未整備				／	
	② 青山町～別府駅前原線	12	2	134			概成済				／	
	③ 別府駅前原線～富士見通鳥居線	12	2	400			概成済				／	
	④ 富士見通鳥居線～野口原総合運動場	22	4	140			概成済				／	
	⑤ 野口原総合運動場～境川	22	4	520			未整備				／	
	⑥ 境川～鮒ケ浜中津留線	22	4	366			概成済				／	
	⑦ 鮒ケ浜中津留線～新別府駅明礬線	22	4	344			概成済				／	
	⑧ 新別府駅明礬線～新別府	22	4	1,446			概成済				／	
	⑨ 新別府～国際観光道路	22	4	849			未整備				／	
	⑩ 国際観光道路～終点	18	2	594			未整備				／	
7	**亀川駅東線**	25	2	130	35	●	未整備	●	—	●	—	(3・3・7)

表　見直し対象路線の抽出（2/3）

路線番号	路線名 区間	区間の起点～終点	計画決定 幅員（m）	車線数	延長（m）	判定① 計画決定からの経過年数（年）	判定	判定② 整備状況	判定	判定③ 将来計画等の位置付け	判定	見直し対象	備考 決定番号
8	**浜脇丸尾線**		**20**	**4**	**3,490**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・8）
	①	起点～浜脇河内線	20	4	225			整備済	○			／	
	②	浜脇河内線～東蓮田的ケ浜線	20	4	310			未整備		○		／	
	③	東蓮田的ケ浜線～山田関の江線	20	4	540			未整備		○		／	
	④	山田関の江線～朝見北石垣線	20	4	577			未整備				／	
	⑤	朝見北石垣線～秋葉通線	20	4	492			未整備				／	
	⑥	秋葉通線～別府駅前原線	16	2	806			未整備				／	
	⑦	別府駅前原線～終点	16	2	540			未整備				／	
9	**別府駅前原線**		**20**	**4**	**1,513**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・9）
	①	起点～野口原実相寺公園道路	20～22	4	1,000			整備済	○			／	
	②	野口原実相寺公園道路～終点	20	4	513			未整備				／	
10	**秋葉通線**		**20**	**4**	**1,654**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・10）
	①	起点～東蓮田的ケ浜線	20	4	375			整備済	○			／	
	②	東蓮田的ケ浜線～山田関の江線	20	4	460			整備済		○		／	
	③	山田関の江線～朝見北石垣線	20	4	325			未整備				／	
	④	朝見北石垣線～野口原実相寺公園道路	20	4	430			未整備				／	
	⑤	野口原実相寺公園道路～終点	20	4	64			未整備				／	
11	**東蓮田的ケ浜線**		**16**	**2**	**1,605**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・11）
	①	起点～秋葉通線	16	2	510			未整備				／	
	②	秋葉通銭～田の湯線	16	2	310			未整備				／	
	③	田の湯線～別府駅北浜線	16	2	140			未整備				／	
	④	別府駅北浜線～終点	16	2	645			未整備				／	
12	**田の湯線**		**16**	**2**	**459**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・12）
13	**上人ケ浜湯の河線**		**16**	**2**	**1,641**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・13）
	①	起点～山田関の江線	16	2	601			未整備				／	
	②	山田関の江線～照波園平田川線	16	2	418			未整備				／	
	③	照波園平田川線～終点	16	2	622			未整備				／	
14	**南立石亀川線**		**16**	**2**	**8,000**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・14）
	①	起点～南立石公園	16	2	360			概成済				／	
	②	南立石公園～新別府駅明礬線	16	2	1,220			未整備				／	
	③	新別府駅明礬線～春木川	16	2	760			未整備				／	
	④	春木川～国際観光道路	16	2	780			未整備				／	
	⑤	国際観光道路～野口原実相寺公園道路	16	2	954			未整備				／	
	⑥	野口原実相寺公園道路～湯ノ森扇山線	16	2	2,909			未整備				／	
	⑦	湯の森扇山線～山田関の江線	16	2	577			整備済	○			／	
	⑧	山田関の江線～終点	25	4	440			未整備		○		／	
15	**亀川駅西線**		**16**	**2**	**64**	**55**	●	**未整備**	●	**有**	**○**	**－**	（3・4・15）
16	**朝見北石垣線**		**16**	**2**	**3,561**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・4・16）
	①	起点～秋葉通線	16	2	180			未整備				／	
	②	秋葉通線～別府駅前原線	16	2	640			未整備				／	
	③	別府駅前原線～境川	16	2	915			整備済	○			／	
	④	境川	16	2	30			概成済				／	
	⑤	境川～終点	16	2	1,766			整備済	○			／	

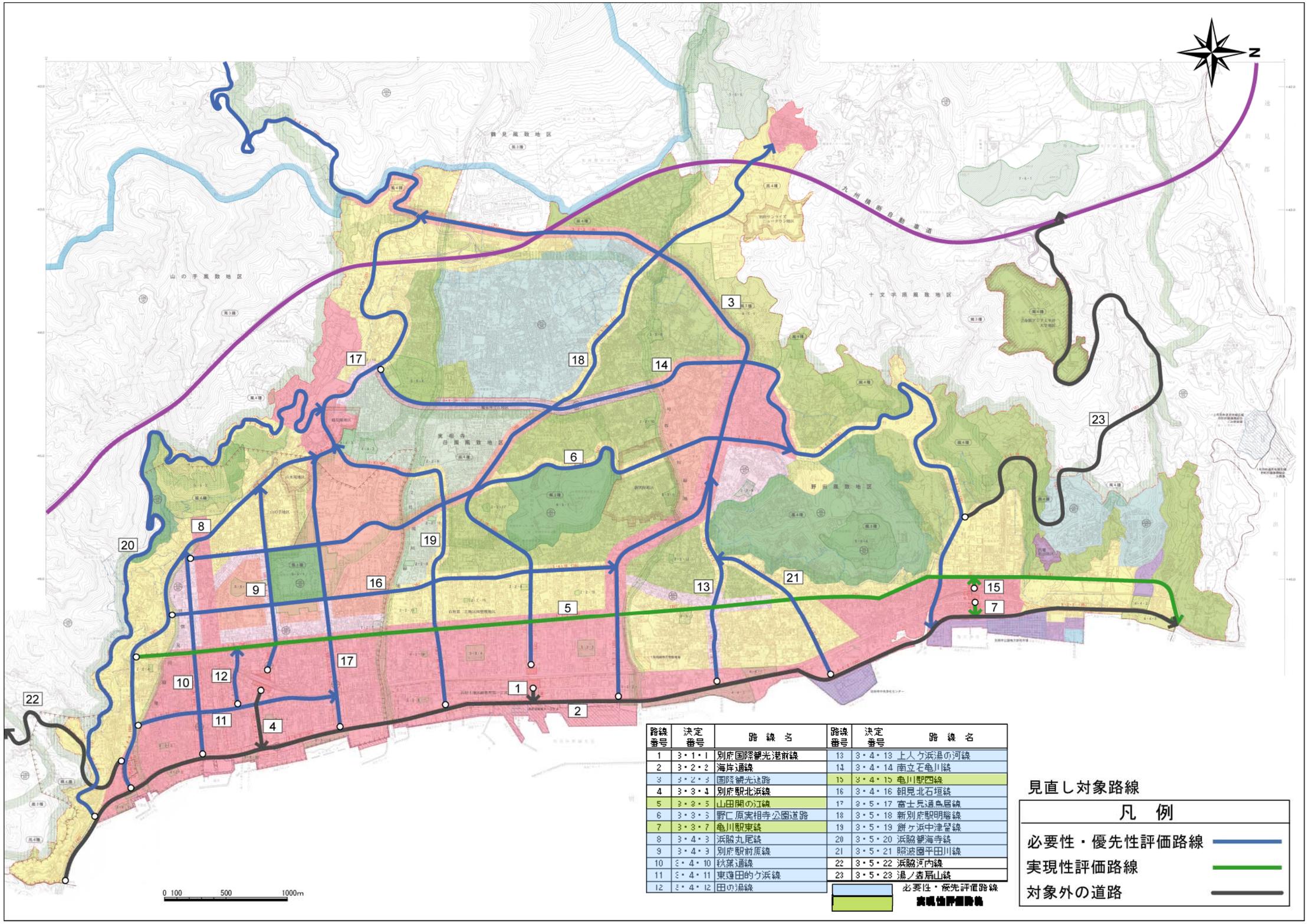
表　見直し対象路線の抽出（3/3）

路線番号	路線名 区間	区間の起点～終点	計画決定 幅員（m）	車線数	延長（m）	判定① 計画決定からの経過年数（年）	判定	判定② 整備状況	判定	判定③ 将来計画等の位置付け	判定	見直し対象	備考 決定番号
17	**富士見通鳥居線**		**12～25**	**2**	**9,850**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・5・17）
	①	起点～南立石亀川線	20	2	3,400			整備済	○			／	
	②	南立石亀川線～国際観光道路	25	4	2,030			整備中	○	○		／	
	③	国際観光道路～終点	12	2	4,420			概成済				／	
18	**新別府駅明礬線**		**12～50**	**2**	**5,506**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・5・18）
	①	起点～朝見北石垣線	20～50	4	780			整備済	○			／	
	②	朝見北石垣線～野口原実相寺公園道路	20	4	910			未整備				／	
	③	野口原実相寺公園道路～南立石亀川線	20	4	900			未整備				／	
	④	南立石亀川線～国際観光道路	12	2	1,570			未整備				／	
	⑤	国際観光道路～終点	12	2	1,346			未整備				／	
19	**餅ヶ浜中津留線**		**15**	**2**	**2,761**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・5・19）
	①	起点～JR高架	15	2	215			整備済	○			／	
	②	高架下	15	2	20			未整備				／	
	③	JR高架～朝見北石垣線	15	2	795			整備済				／	
	④	朝見北石垣線～野口原実相寺公園道路	15	2	670			概成済				／	
	⑤	野口原実相寺公園道路～荘園	15	2	160			概成済				／	
	⑥	荘園～板地川	15	2	381			未整備				／	
	⑦	板地川～富士見通鳥居線	15	2	520			概成済				／	
20	**浜脇観海寺線**		**12**	**2**	**6,576**	**55**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・5・20）
	①	起点～浜脇河内線	12	2	396			未整備				／	
	②	浜脇河内線～終点	12	2	6,180			未整備				／	
21	**照波園平田川線**		**12**	**2**	**1,410**	**44**	●	**未整備**	●	—	●	●	（3・5・21）
	①	起点～県道鉄輪亀川線	12	2	160			未整備				／	
	②	県道鉄輪亀川線～山田関の江線	12	2	530			未整備				／	
	③	山田関の江線～終点	12	2	720			未整備				／	
22	**浜脇河内線**		**15**	**2**	**1,250**	**11**	○	**－**	**－**	**—**	**－**	**－**	（3・5・22）
	①	起点～浜脇観海寺線	12	2	424			整備中	○	○		／	
	②	浜脇観海寺線～終点	12	2	826			整備中	○	○		／	
23	**湯ノ森願山線**		**12**	**2**	**6,660**	**7**	○	**－**	**－**	**—**	**－**	**－**	（3・5・23）
	①	起点～内竈	15	2	400			未整備		○		／	
	②	内竈～スパランド豊海	15	2	1,150			整備中	○	○		／	
	③	スパランド豊海内	15	2	400			整備済	○			／	
	④	スパランド豊海～別府山香線	12	2	1,528			未整備				／	
	⑤	別府山香線～終点	12	2	3,182			整備済	○			／	

判定欄凡例

凡例	判定(1)※	判定(2)	判定(3)
●	20年以上	未整備	位置付けなし
○	20年未満	整備済み・整備中	位置付けあり

※算定基準年：平成19年



路線番号	決定番号	路線名	路線番号	決定番号	路線名
1	3・1・1	別府国際観光港前線	13	3・4・13	上人ケ浜湯の河線
2	3・2・2	海岸通線	14	3・4・14	南立石亀川線
3	3・2・3	国際観光道路	15	3・4・15	亀川駅西線
4	3・3・4	別府駅北浜線	16	3・4・16	朝見北石垣線
5	3・3・5	山田開の江線	17	3・5・17	富士見通鳥居線
6	3・3・6	野仁原実相寺公園道路	18	3・5・18	新別府駅明礬線
7	3・3・7	亀川駅東線	19	3・5・19	餅ケ浜中津留線
8	3・4・8	浜脇丸尾線	20	3・5・20	浜脇観海寺線
9	3・4・9	別府駅前原線	21	3・5・21	昭和園平田川線
10	3・4・10	秋葉通線	22	3・5・22	浜脇河内線
11	3・4・11	東通田的ケ浜線	23	3・5・23	湯ノ森扇山線
12	3・4・12	田の湯線			

必要性・優先性評価路線
実現性評価路線

見直し対象路線

凡　例

必要性・優先性評価路線
実現性評価路線
対象外の道路

図　見直し対象路線図

2-4 都市計画道路整備見直しの基本方針

各施設の問題点や課題を踏まえ、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（道路）」によるほか、以下に示す基本方針に基づき、都市計画道路の見直しを検討する。

【見直しの基本方針】

○道路の基本機能である「通行、アクセス、滞留、市街地形成、防災、環境、収容」に加えて、市の将来ビジョンである国際観光温泉文化都市としての観点から、観光資源である別府八湯や玄関口など、地域個性の創出や観光振興、地域活性化など資するものを重視した見直しを行う。

【都市計画道路見直しの基本的な視点】

都市計画道路の見直しにあたり、基本的な視点は以下のとおりである。

①都市内道路網体系の確立による円滑な交通体系の整備

・広域幹線道路網体系を軸に、域内交通の円滑化を果たす都市計画道路網体系を確立する。

②観光資源へのアクセス性向上による観光振興の促進

・自動車利用による観光の増加に対応し、観光施設間およびインターチェンジなどの主要な交通結節点とのアクセス性の向上を図る。

③良好な市街地形成による地域活性化の促進

・中心市街地や郊外商業施設などの商業・業務施設へのアクセス性向上を図る。
・居住地域における沿道アクセスや滞留が容易となる生活道路の機能向上を図る。

④防災空間の確保による安心な暮らしの実現

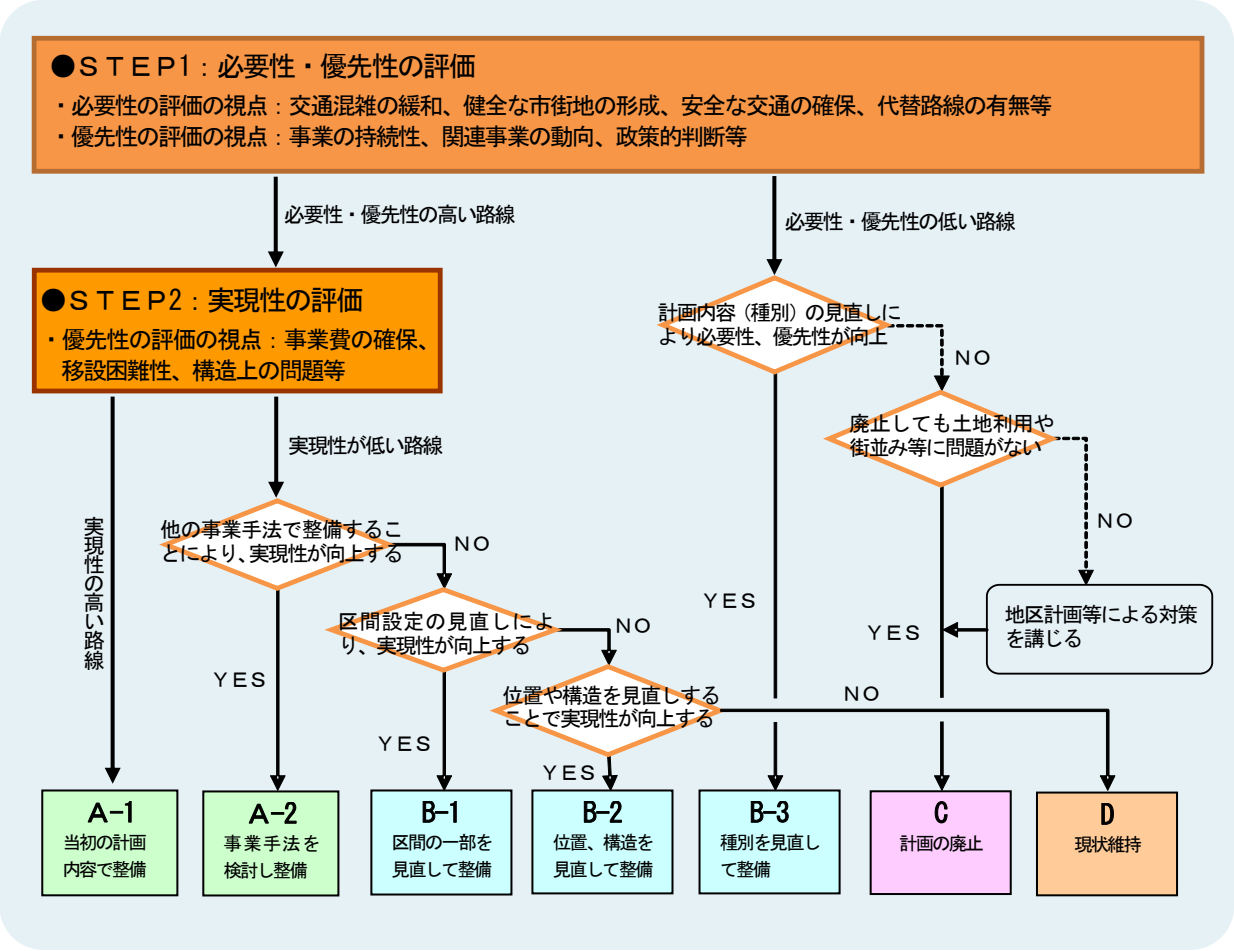
・延焼遮断や災害誘導などの機能を有する道路配置間隔の適正化により、地震や火災などの災害に強い市街地の形成を図る。

⑤実現性の高い計画の立案による、事業進捗の早期化

・地域のまちづくり計画や住民の意向などを勘案し、実現性のある見直しを立案し、住民サービスの早期提供を図る。

2-5 都市計画道路における個別施設の評価の進め方

対象路線の評価にあたっては、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（道路）」を踏まえ、以下の考え方に基づいて検討を行う。



３．都市計画公園の整備見直し基本方針

3-1 都市計画公園の概要

●都市計画公園とは、都市計画法により定められる公園であり、住みやすさ、楽しさ、安全性など都市の魅力を演出するものである。

●都市計画公園をはじめとする緑とオープンスペースは､次のような役割をもち､都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与している。

1. 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境を提供する機能。
2. 都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る機能。
3. 市民の活動の場、憩いの場を形成する機能。
4. 地域間の交流・連携の拠点となり、豊かな地域づくり、地域の活性化の核となる機能。

【都市計画公園と都市公園との違い】

・「都市計画公園」とは、都市計画法第 11 条の都市施設の「公園」として都市計画決定されたものをいう。

・「都市公園」とは、都市計画の有無に関わらず、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園・緑地・墓園をいう。

3-2 都市計画公園の整備状況

別府市における都市計画公園の整備状況は以下の通りである。

表 都市計画公園の整備状況

公園	計	面積			面積 計		
	39	計画(ha)	供用(ha)	整備率 %	計画(ha)	供用(ha)	整備率 %
街区公園 計	18	6.21	4.90	78.9%	270.91	74.71	27.6%
近隣公園 計	10	13.40	8.26	61.6%			
地区公園 計	3	16.60	6.38	38.4%			
総合公園 計	5	121.90	38.14	31.3%			
運動公園 計	1	44.30	12.41	28.0%			
特殊公園 計	2	68.50	4.62	6.7%			
緑地	計				面積 計		
	3				計画(ha)	供用(ha)	整備率 %
緑地 計	3				59.90	1.66	2.8%
公園・緑地 計	42				330.81	76.37	23.1%

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

3-3 都市計画公園における対象施設の抽出

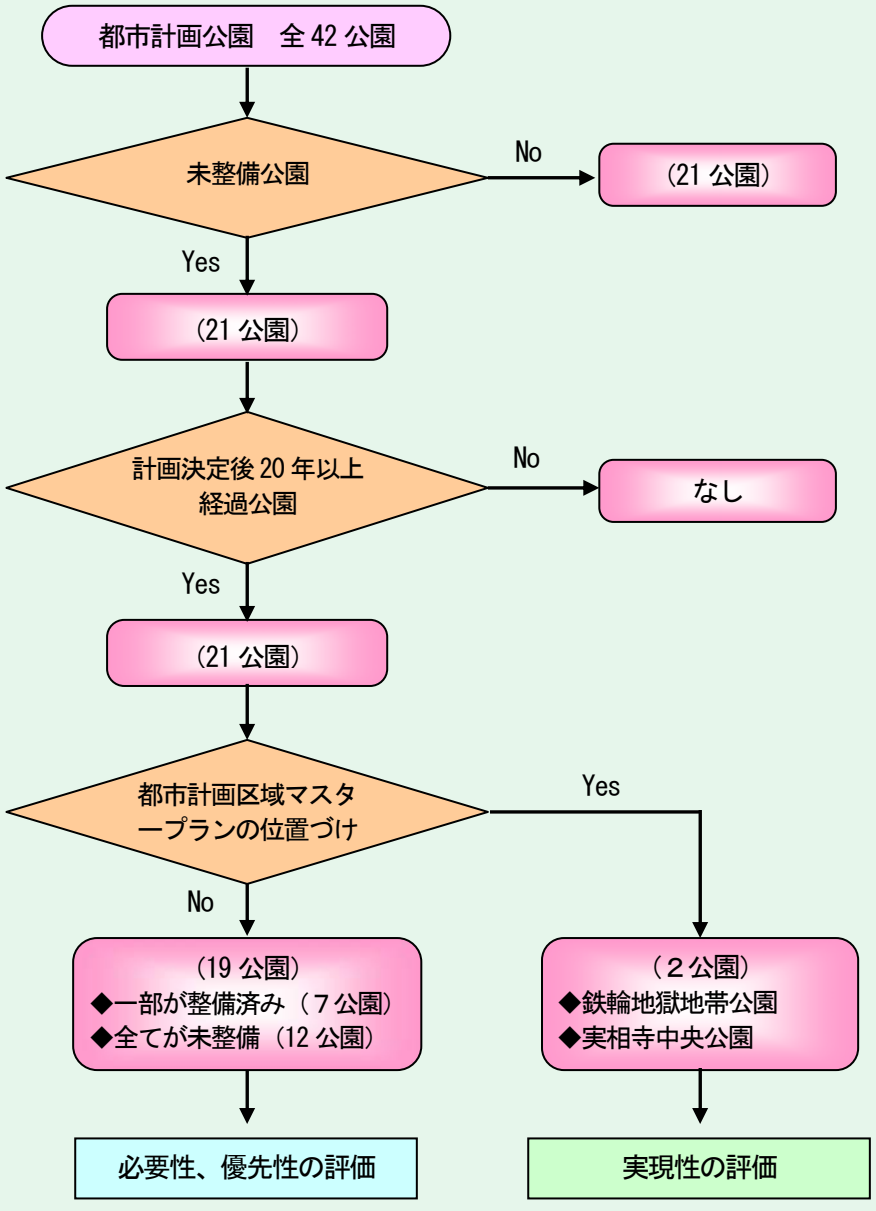
対象公園は、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（公園）」を踏まえ、以下の考え方に基づいて抽出する。

①都市計画決定（当初）から２０年以上整備未着手の公園
②都市計画決定から２０年以上にわたって未着手部分が存在する公園
③その他別府市が見直し対象として抽出した公園

※見直しの対象は公園単位で抽出することを基本とするため、供用済公園内に長期未着手部分が存在する場合は、検討対象公園として抽出

また、下記の場合は、見直し対象公園から除外するものとする。

・公園全体が、整備中若しくは事業中（H19.3.31 現在）となる場合
・都市計画区域マスタープランによって早期整備の位置付けがある場合（ただし、実現性の評価は実施）



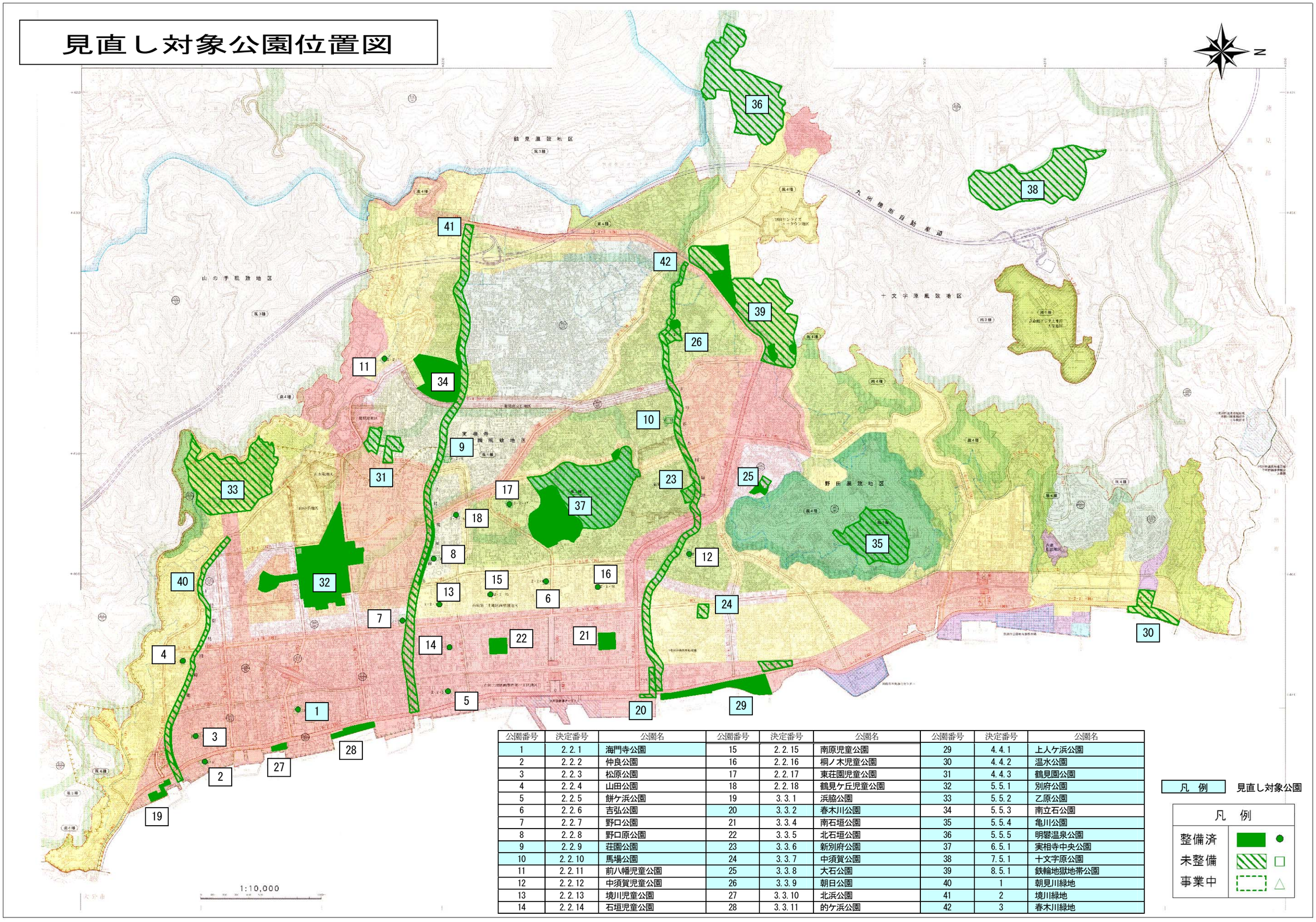
■見直し対象公園の抽出の流れ

前頁の考え方に従って、見直し対象公園を抽出した結果、及び見直し対象公園位置図は以下に示すとおりである。

表　見直し対象公園の抽出

番　号	名　　称	面　　積			当初都市計画決定	当初計画決定からの経過年数	抽出条件			見直し対象
		計画(ha)	供用(ha)	整備率 %			未整備公園(一部供用済公園含)	都決後20年以上	区域マスの位置づけ有	
2. 2. 1	海門寺公園	0.40	0.34	85.0%	S27. 7.3	55	●	●		●
2. 2. 2	仲良公園	0.80	0.41	100.0%	S38.12.28					
2. 2. 3	松原公園	0.37	0.37	100.0%	S28. 3. 7					
2. 2. 4	山田公園	0.16	0.16	100.0%	S30. 3.31					
2. 2. 5	餅ケ浜公園	0.32	0.32	100.0%	S35. 4. 7					
2. 2. 6	吉弘公園	0.33	0.33	100.0%	S37.10. 3					
2. 2. 7	野口公園	0.70	0.69	100.0%	S38.12.28					
2. 2. 8	野口原公園	0.40	0.38	100.0%	S38.12.28					
2. 2. 9	荘園公園	0.30	0		S38.12.28	44	●	●		●
2. 2. 10	馬場公園	0.50	0		S38.12.28	44	●	●		●
2. 2. 11	前八幡児童公園	0.40	0.37	100.0%	S40. 8.24					
2. 2. 12	中須賀児童公園	0.30	0.25	100.0%	S40. 8.24					
2. 2. 13	境川児童公園	0.16	0.17	100.0%	S45. 2. 2					
2. 2. 14	石垣児童公園	0.18	0.20	100.0%	S45. 2. 2					
2. 2. 15	南原児童公園	0.19	0.20	100.0%	S51. 9. 6					
2. 2. 16	桐ノ木児童公園	0.16	0.17	100.0%	S51. 9. 6					
2. 2. 17	東荘園児童公園	0.30	0.30	100.0%	S51. 9.27					
2. 2. 18	鶴見ケ丘児童公園	0.24	0.24	100.0%	S54. 9.11					
3. 3. 1	浜脇公園	1.20	1.18	100.0%	S27. 7.3					
3. 3. 2	春木川公園	1.20	0		S35. 4. 7	47	●	●		●
3. 3. 4	南石垣公園	2.00	1.98	100.0%	S38.12.28					
3. 3. 5	北石垣公園	2.00	1.98	100.0%	S38.12.28					
3. 3. 6	新別府公園	1.00	0		S38.12.28	44	●	●		●
3. 3. 7	中須賀公園	1.00	0		S38.12.28	44	●	●		●
3. 3. 8	大石公園	1.20	0.53	44.2%	S38.12.28	44	●	●		●
3. 3. 9	朝日公園	1.50	0.31	20.7%	S38.12.28	44	●	●		●
3. 3. 10	北浜公園	0.70	0.70	100.0%	S41. 8. 2					
3. 3. 11	的ケ浜公園	1.60	1.58	100.0%	S45 .2.10					
4. 4. 1	上人ケ浜公園	7.90	6.38	80.8%	S27. 7.3	55	●	●		●
4. 4. 2	温水公園	4.60	0		S27. 7.3	55	●	●		●
4. 4. 3	鶴見園公園	4.10	0		S38.12.28	44	●	●		●
5. 5. 1	別府公園	27.30	27.29	99.9%	S27. 7.3	55	●	●		●
5. 5. 2	乙原公園	33.00	0		S27. 7.3	55	●	●		●
5. 5. 3	南立石公園	11.50	10.85	100.0%	S27. 7.3					
5. 5. 4	亀川公園	18.00	0		S27. 7.3	55	●	●		●
5. 5. 5	明礬温泉公園	32.10	0		S61. 3.25	21	●	●		●
6. 5. 1	実相寺中央公園	44.30	12.41	28.0%	S27. 7.3	55	●	●	●	●
7. 5. 1	十文字原公園	32.10	0		S38.12.28	44	●	●		●
8. 5. 1	鉄輪地獄地帯公園	36.40	4.62	12.7%	S27. 7.3	55	●	●	●	●
1	朝見川緑地	7.10	0.38	5.4%	S38.12.28	44	●	●		●
2	境川緑地	28.50	1.28	4.5%	S38.12.28	44	●	●		●
3	春木川緑地	24.30	0		S38.12.28	44	●	●		●

見直し対象公園位置図



公園番号	決定番号	公園名	公園番号	決定番号	公園名	公園番号	決定番号	公園名
1	2.2.1	海門寺公園	15	2.2.15	南原児童公園	29	4.4.1	上人ケ浜公園
2	2.2.2	仲良公園	16	2.2.16	桐ノ木児童公園	30	4.4.2	温水公園
3	2.2.3	松原公園	17	2.2.17	東荘園児童公園	31	4.4.3	鶴見園公園
4	2.2.4	山田公園	18	2.2.18	鶴見ケ丘児童公園	32	5.5.1	別府公園
5	2.2.5	餅ケ浜公園	19	3.3.1	浜脇公園	33	5.5.2	乙原公園
6	2.2.6	吉弘公園	20	3.3.2	春木川公園	34	5.5.3	南立石公園
7	2.2.7	野口公園	21	3.3.4	南石垣公園	35	5.5.4	亀川公園
8	2.2.8	野口原公園	22	3.3.5	北石垣公園	36	5.5.5	明礬温泉公園
9	2.2.9	荘園公園	23	3.3.6	新別府公園	37	6.5.1	実相寺中央公園
10	2.2.10	馬場公園	24	3.3.7	中須賀公園	38	7.5.1	十文字原公園
11	2.2.11	前八幡児童公園	25	3.3.8	大石公園	39	8.5.1	鉄輪地獄地帯公園
12	2.2.12	中須賀児童公園	26	3.3.9	朝日公園	40	1	朝見川緑地
13	2.2.13	境川児童公園	27	3.3.10	北浜公園	41	2	境川緑地
14	2.2.14	石垣児童公園	28	3.3.11	的ケ浜公園	42	3	春木川緑地

凡　例　見直し対象公園

凡　例

整備済	■ ●
未整備	▨ □
事業中	□ △

3-4 都市計画公園整備見直しの基本方針

各施設の問題点や課題を踏まえ、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（公園）」によるほか、以下に示す基本方針に基づき、都市計画公園の見直しを検討する。

【見直しの基本方針】

〇公園の基本機能である「環境保全、防災、レクリエーション、景観機能」に加えて、市の将来ビジョンである国際観光温泉文化都市としての観点から、観光資源である別府八湯や玄関口など、地域個性の創出や観光振興、地域活性化など資するものを重視した見直しを行う。

【都市計画公園見直しの基本的な視点】

都市計画公園の見直しにあたり、基本的な視点は以下のとおりである

①国際観光都市にふさわしい観光振興や地域活性化に資する見直しの実施

・公園の基本機能である「環境保全、防災、レクリエーション、景観機能」に加えて、市の将来ビジョンである国際観光都市として観点から、観光資源である別府八湯や玄関口など、地域個性の創出や観光振興、地域活性化などに資する見直しを行う。

②歩いて行ける身近な公園づくり

・防災面、高齢社会の進展などを踏まえて、歩いて行ける身近な公園づくりの実現化に向け、偏りのないバランスのとれた公園の適正配置に配慮した見直しを行う。

③各種法制度を活用した緑地の保全

・都市緑地法に基づく緑地保全地域や特別緑地保全地域などの緑を保全するための各種法制度を活用し、公園機能上、支障がない場合については、緑地を担保する代替として計画区域の見直しを検討する。

④自然環境及び歴史文化的資源の保全と活用

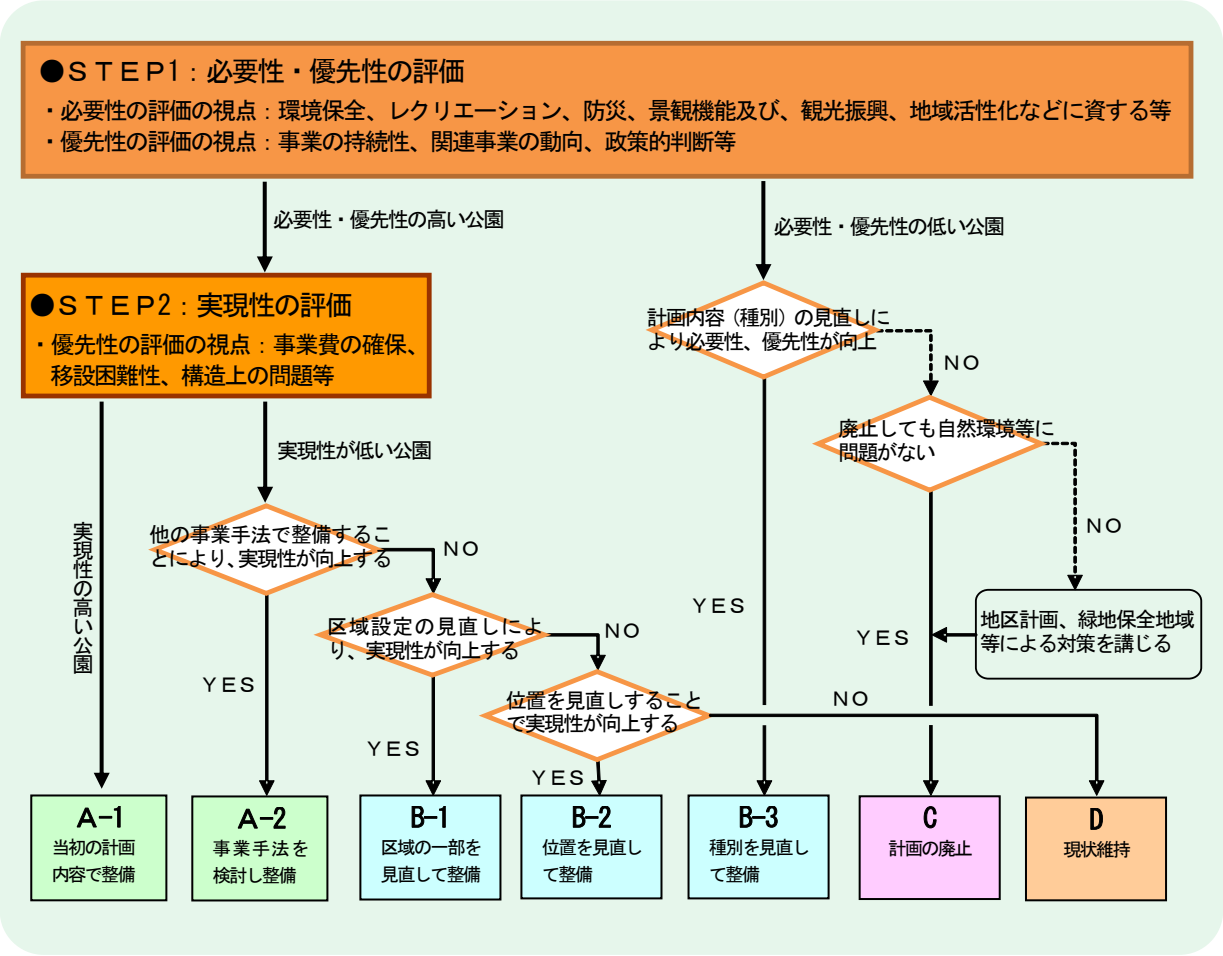
・樹林地の保全、歴史文化的資源を尊重するため、樹林地や天然記念物、巨樹巨木など、貴重な自然資源等の保全や活用に配慮した見直しを行うものする。

⑤各種まちづくり計画との連携、地域ニーズの反映

・地域のまちづくり計画との連携を図り、周辺環境に配慮した地域のニーズを反映した見直しを行う。

3-5 都市計画公園における個別施設の評価の進め方

対象公園の評価にあたっては、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（公園）」を踏まえ、以下の考え方に基づいて検討を行う。



４．市民意見募集の概要と結果

以下の内容について、市民意見募集を実施した。

【内容】
別府市都市計画施設の整備見直し基本方針（案）
１．はじめに（整備見直しの必要性と基本姿勢）
２．都市計画道路の整備見直し基本方針（案）
３．都市計画公園の整備見直し基本方針（案）
４．見直しのスケジュール

●市民意見募集の概要及び結果

・募集期間：平成 20 年 9 月 1 日～9 月 30 日
・案の閲覧方法：ホームページ及び都市政策課窓口
・意見の提出方法：電子メール、郵便、ファックス、持参
・意見の提出：1 件
・意見に対する市の考え方：ホームページにて公表

番号	ご意見の概要	別府市の考え方
1	家に面した道路が狭く、車の離合ができずに支障がある。都市計画道路にかかっているため、整備を検討してほしい。	都市計画道路は順次整備していますが、社会情勢等の変化や財政状況等から思うように進んでいないのが現状です。今回は長期未着手の路線、区間について、都市計画道路のほとんどが計画決定してから 50 年以上経過しているため、現在の状況に合わせて廃止を含めた見直しを行っていくこととしております。 都市計画道路は主に幹線道路を対象としているため、生活道路の改善については、別途検討していくことも必要と考えております。

【Ⅱ．別府市都市計画施設の個別評価と検討】

５．個別施設の評価と検討（道路編）

5-1 評価の前提

個別施設の評価にあたっては、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（道路）」を踏まえ、定量的な評価基準を作成したうえで実施する。

大分県の「都市施設の整備・見直し方針（道路）」より、見直しの対象となる対象路線の抽出の考え方は、以下のとおりに示されている。

第三段階　個別施設の評価と検討

第二段階で抽出された道路について、必要性、優先性、実現性の視点から個別に評価を行います。

このうち、必要性と優先性に関する評価については、住民の要望や地域の政策等を反映した得点方式を採用することも検討します（評価項目の追加、重み付けを地域別に行う等）。

また、実現の評価については、現在の計画内容での評価を行った後、事業手法や計画内容等の変更による実現化の可能性に関する検討を行うこととします。

必要性、優先性、実現性に関する主な評価検討項目（案）は次ページのとおりとします。

出典：大分県「都市施設の整備・見直し方針（道路）」平成 17 年 4 月 大分県土木建築部都市計画課

評価検討項目

必要性の評価検討項目

■交通処理機能

・周辺都市間、都市内主要拠点間の交通を処理するとともに、交流・連携の促進・支援に寄与する道路か
（都市計画区域ＭＰの都市間連携軸・都市内連携軸を担う道路）
・主要な発生集中点とのアクセスに必要な道路か
（鉄道駅にアクセスするための道路、集客性の高い施設・公園等にアクセスするための道路）
・交通処理機能（交通容量）の大きい道路か
（主要幹線道路又は幹線道路）
・交通混雑の緩和に寄与する道路か
（交通混雑が著しい既存道路と並行して配置されている道路、又は交通混雑の著しい市街地の外郭を取り囲むように配置されている道路）

■市街地形成機能

・商業・業務地区の高度化を促進する上で必要性が高い道路か
（商業系の用途地域指定がなされている道路）
・住居地区の活動中心となる道路で、健全な市街地を形成する上で必要性が高い道路か
（既に住宅地が形成されている、もしくは確実に形成される見込みのある住居地区に配置されている道路）

■空間機能

・密集市街地において災害避難路、延焼遮断道路となる道路か
（幅員15m以上の道路）
・その他の市街地において災害時等の消防活動困難地域の解消につながる道路か
（消防活動困難区域（現道幅員６m以上の道路から直距離140mの範囲に含まれない区域）を解消するための道路）
・地下埋設物等を収納するために必要な道路か
（共同溝の設置が計画されている道路、下水道幹渠を埋設するために整備することが必要な道路）

■その他

・人々の賑わいの場となり、地域の活性化等につながる道路か
（買い物客や観光客の増大等を目的として整備される道路）
・通学路やバスルート等として特に安全な交通確保が求められる道路か
（歩道拡幅、歩車分離等の必要な道路）
・周辺に代替機能を有する道路が存在しない、周辺に代替機能を有する道路の整備計画がない、又は整備できる可能性がないか

優先性の評価検討項目

■事業の継続性

・地元に対する事業説明が行われているか
（これまでに事業化調査、住民説明会等の実施されている道路）
・早期整備、見直し、変更要望等の意向が出ているか

■関連事業の動向

・土地区画整理事業等、当該道路に関連する事業の見通しが立っている道路か

■政策的判断

・上位計画で優先的整備の位置づけがあるか
（都市計画マスタープランにおける重点整備路線等）

実現性の評価検討項目

■事業費の確保

・計画地内に住宅が多数立地しているなど整備時における移転補償が大きく、事業費確保で大きな問題とならないか
（53 条申請、移転補償対象建築物数）

■移設困難

・計画地内に貴重な自然環境、歴史・文化資源等や病院、学校等公共公益施設がないか

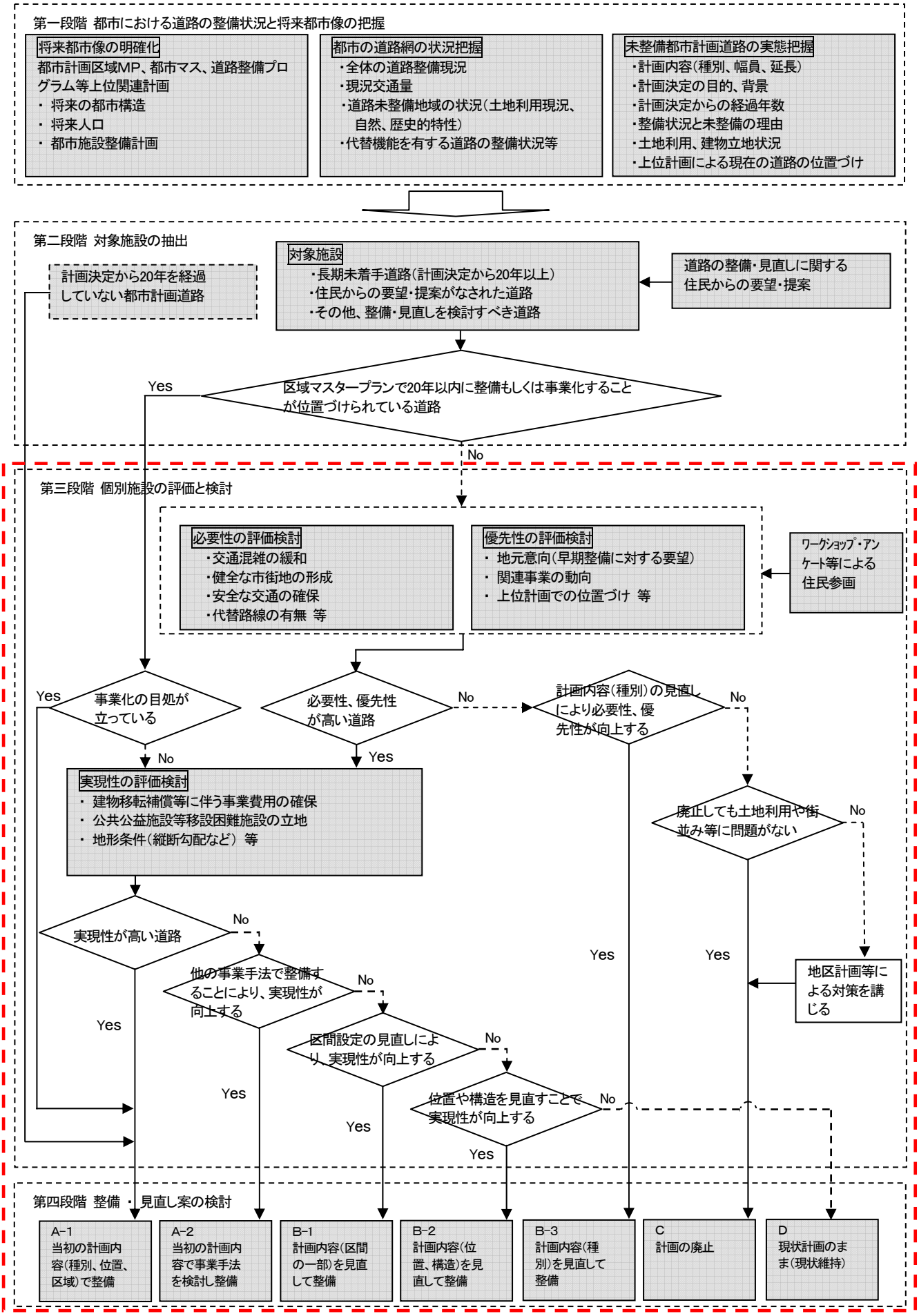
■構造上の問題

・地形上等の制約（縦断が確保できない、など）から整備が困難ではないか

出典：大分県「都市施設の整備・見直し方針（道路）」平成 17 年 4 月 大分県土木建築部都市計画課

■整備・見直し案作成フロー

出典：大分県「都市施設の整備・見直し方針（道路）」平成 17 年 4 月 大分県土木建築部都市計画課



5-2 必要性・優先性の評価

5-2-1. 評価の基本的な考え方

大分県の「都市施設の整備・見直し方針（街路）」に基づいて、まず必要性と優先性について評価指標を設定し、対象路線毎に評価項目に該当するか否かのチェックを行い、該当する場合に得点を付加するものとし、その得点数で路線の評価を行うものとする。

なお、評価は、都市計画道路相互の交差点および幅員変化区間および整備状況をもとに設定した区間毎に実施する。

5-2-2. 評価指標

(1) 必要性の評価指標

必要性の視点として、次に示す 13 項目を指標として設定した。

表　必要性の評価指標

「必要性」評価項目		評価内容と指標
交通処理機能	①都市間の交通処理や交流・連携	広域交通の処理を観点とし、主要地方道以上の道路とのアクセス状況で評価 **〇主要地方道以上の道路と接続** **×主要地方道以上の道路と非接続**
	②主要拠点とのアクセス	鉄道・公共施設、病院等の主要な施設へのアクセス性を評価（※1） **〇アクセス性あり** **×アクセス性なし**
	③交通容量の確保	当該道路の種別で評価（まちづくり交通計画による分類） **〇幹線道路以上** **×幹線道路未満**
	④交通混雑の緩和	当該路線と並行する道路との交通量の分担性を評価 **〇平行路線の混雑度が 1.0 以上** **×平行路線の混雑度が 1.0 未満**
市街地形成機能	⑤商業・業務地区の高度化	商業業務地区の中心に位置し、地区形成の骨格となるかを評価(※2) **〇商業系用途地域のおよそ中心部を通過する** **×上記以外**
	⑥健全な市街地形成	住居地区の中心に位置し、地区形成の骨格となるかを評価 **〇住居地域のおよそ中心部を通過する。** **　または、住宅団地へのアクセス道路** **×上記以外**
空間機能	⑦防災機能	密集市街地部において当該道路の幅員が 15m以上を有している(※3) **〇幅員 15m 以上** **×幅員 15m 未満**
	⑧消防活動困難地区の解消	消防活動困難区域（現道幅員６ｍ以上の道路から直距離 140mの範囲に含まれない区域）のカバー状況を評価 **〇消防活動困難地域をカバー** **×消防活動困難地域をカバーしない**
	⑨地下埋設物等の収納	地下埋設物の収容状況で評価 **〇共同溝等の設置（計画）** **×上記以外**
その他	⑩地域活性化	地域活性化の観点から、中心市街地へのアクセス道路 **〇中心市街地活性化区域へのアクセス道路** **×上記以外**
	⑪観光振興性	観光資源へのアクセスの有無を評価(※4) **〇観光資源へのアクセス有り** **×上記以外**
	⑫安全な交通確保	日常生活行動の安全確保となる道路かどうかを評価(※5) **〇バス路線、若しくは通学路指定** **×上記以外**
	⑬代替性	代替（自動車交通の処理を対象）道路を**計画道路上もしくは周辺道路の現道**の有無で評価 **〇代替道路なし** **×代替道路あり**

※ 1 主要拠点は、鉄道駅、高速道路 IC、市機関（公民館を除く）、県機関、国機関、総合公園、ホール、体育施設、災害拠点病院、大学とした。
※ 2 都市計画道路の整備により、既存の商業施設に与える影響が大きく、商業地区の活力を低下させる可能性のある路線は、評価しないものとした。
※ 3 密集市街地部は、国道 10 号、秋葉通線、山田関の江線、浜脇丸尾線の各路線で囲まれる範囲内とした。
※ 4 観光資源は、温泉施設、総合公園、博物館、美術館、海水浴場、伝統産業会館、テーマパークとした。ただし、道路整備により、これら観光施設に影響が生じる場合には、評価対象外とした。
※ 5 現道に歩道設置の無い路線を評価した。

(2) 優先性の評価指標

優先性の視点として、次の 4 項目を指標として設定した。

表 優先性の評価指標

「優先性」評価項目		評価内容と指標
事業の持続性	①地元意向	早期整備、見直し、変更など地元要望の有無で評価 **〇地元要望あり** **×地元要望なし**
	②住民説明会の有無	都市計画道路の整備などに関する、住民に対する説明会の開催状況を評価 **〇開催有** **×開催なし**
関連事業の動向	③事業の見通し	用地取得の見通しがある、あるいは関連事業等と一体的に整備を行う計画があるかないかで評価 **〇用地取得、関連事業あり** **×用地取得、関連事業なし**
政策的判断	④上位計画における位置づけの有無	都市計画マスタープランにおける優先的整備の位置づけの有無で評価 **〇都市計画マスタープランで位置づけあり** **×都市計画マスタープランで位置付けなし**

5-2-3. 評価結果

(1) 評価方法

前述の評価指標を対象に、見直し対象路線（区間）の評価を行った。

見直し対象の区間について、上記の必要性と優先性の評価指標に対する該当数（1 指標 1 得点）から得点化を行った結果、下図のとおりの得点の分布状況となった。

評価に当っては、その得点別の区間の分布状況から 4 段階のランク区分を行った。

ランク区分の方法は、右図に示すように路線の評価得点の分布から、平均値（5.0 点）を基準とし、必要性・優先性の評価を高い順に、全体の概ね 85%以上を A ランク、平均値～85%を B ランク、15%～平均値を C ランク、概ね 15%以下を D ランクと 4 段階のランク付けを行った。

（※85%、15%の値は、土木計画分野で一般的に使用される値）

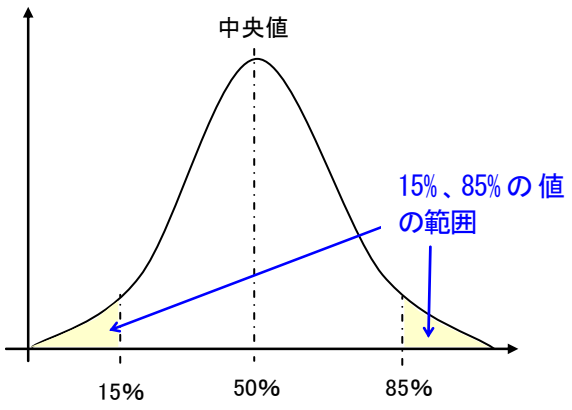


図　評価の考え方のイメージ

得点区間	区間数	累加百分率（%）
1	1	1.7%
2	3	6.9%
3	7	19.0%
4	13	41.4%
5	15	67.2%
6	8	81.0%
7	6	91.4%
8	3	96.6%
9	2	100.0%
10	0	100.0%
11	0	100.0%
計	58	

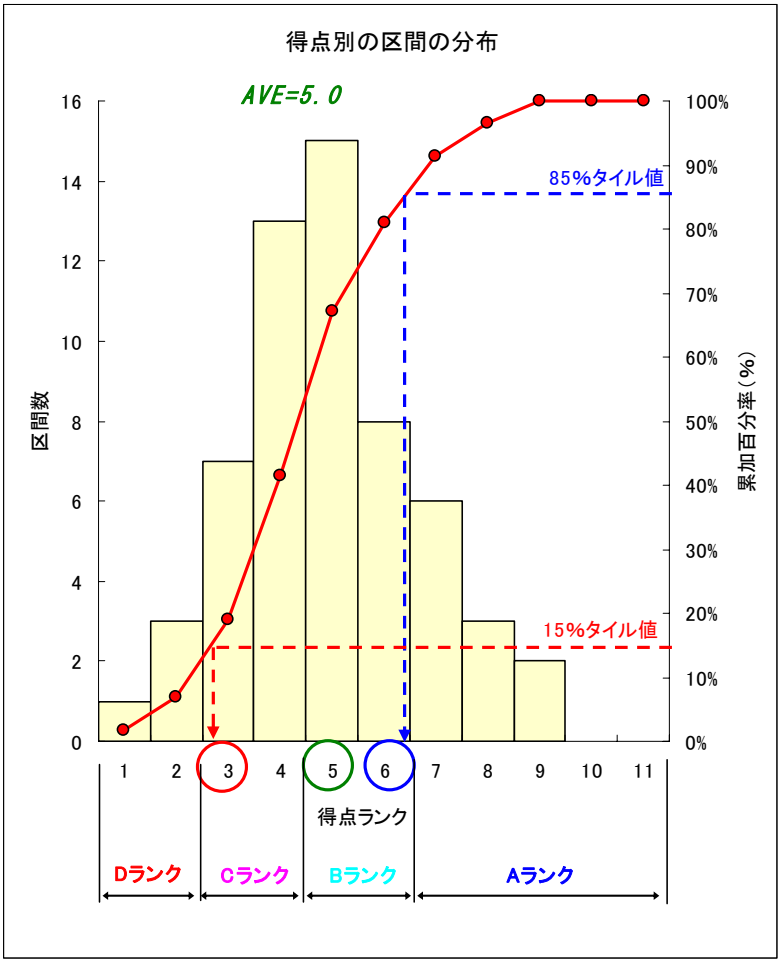


図　見直し対象区間の得点別分布

(2) 評価結果

前述の考え方をもとに、対象路線の必要性と優先性の評価を行った。その結果は下記のとおりである。なお、評価にあたっての留意点は以下の通りである。

【必要性・優先性における評価にあたっての考え方】

評価は、別府市の道路を対象に優位性を評価するという観点から相対評価によるものとし、評価項目毎の得点合計で評価する。必要性評価で 13 項目、優先性評価で 4 項目の全 17 項目のうち、平均値となる 5 点以上のものを必要性、優先性が高いものとした。

表　評価結果

ランク	ランクの考え方	得点	区間数
A	当該区間の評価点が平均値を上回り、かつ全体の 85%以上の得点ランク区間に含まれる区間で、必要性や優先性の高い区間。	7 点以上	11
B	当該区間の評価点が平均値を上回る区間	5～6 点	23
C	当該区間の評価点が平均値を下回る区間	3～4 点	20
D	該区間の評価点が平均値を下回り、かつ全体の 15%以下の得点ランク区間に含まれる区間で、必要性や優先性の低い区間。	3 点未満	4

表　評価結果一覧（1/3）

路線の基礎データ																必要性の検討																優先性の検討					評価					
路線番号	路線名	区間番号	区間の範囲（起終点）	計画決定			整備状況					計画決定時期／経過年数		区域マスタープランの位置付け	沿道条件					交通処理機能				市街地形成機能		空間機能			その他					該当数	事業継続性		事業動向等			該当数	総得点	評価
				幅員（m）	車線数	延長（m）	改良済（m）	概成済（m）	未整備（m）	改良率（%）	整備内容	当初告示年月日	計画決定からの経過年数（年）		土地利用（用途地域）	主要拠点（公共施設・大学・病院）	観光関連施設	現道または接続道路		都市間の交通処理や交流・連携	主要拠点へのアクセス	交通容量の確保	交通混雑の緩和	商業・業務地区の高度化	健全な市街地形成	防災機能	消防活動困難区域の解消	地下埋設物等の収納	地域活性化	観光振興性	安全な交通確保	代替機能		地元意向	住民説明会の有無	事業の見通し	上位計画の位置付け					
3	**国際観光道路**			30	4	6,370	4,237	2,133	0	66.5		S27.7.3	55		－																											
		①	起点 ～踏切	30	4	196	○				整備済				商業	山口病院	－	国道10号、国道500号		○	○	○	○	○								5					0		－			
		②	踏切	30	4	20		○			概成済				商業	－	－	国道500号		○		○	○	○						○		5	○		○		2	7.0	A			
		③	踏切 ～朝見北石垣線	30	4	881	○				整備済				商業	－	－	〃		○		○	○	○								4					0		－			
		④	朝見北石垣線 ～上人ヶ浜湯の河線	30	4	1,084		○			概成済				商業	東部保健所、別府土木事務所、別府県税事務所	－	〃		○	○	○	○	○								5					0	5.0	B			
		⑤	上人ヶ浜湯の河線 ～野口原実相寺公園道路	30	4	379		○			概成済				商業	－	鉄輪温泉	〃		○		○	○	○					○			5					0	5.0	B			
		⑥	野口原実相寺公園道路 ～南立石亀川線	30	4	650		○			概成済				商業	－	鉄輪温泉	〃		○		○	○	○					○	○		6					0	6.0	B			
		⑦	南立石亀川線 ～終点	18～30	4	3,160	○				整備済				第2種住居	鉄輪温泉地獄蒸し	鉄輪温泉	〃		○	○	○	○						○			5					0		－			
6	**野口原実相寺公園道路**			22	4	5,293	0	2,830	2,463	0.0		S27.7.3	55		－																											
		①	起点 ～青山町	12	2	500			○		未整備				近隣商業・第1種住居・商業	－	－	(主)別府庄内線		○						○					○	○	4					0	4.0	C		
		②	青山町 ～別府駅前原線	12	2	134		○			概成済				近隣商業	別府公園	－	(主)別府庄内線		○	○										○		3			○		1	4.0	C		
		③	別府駅前原線 ～富士見通鳥居線	12	2	400		○			概成済				第1種住居、第2種住居、風致地区（3種）	別府公園、コンベンションセンター	別府公園	(主)別府庄内線		○	○									○	○		4			○		1	5.0	B		
		④	富士見通鳥居線 ～野口原総合運動場	22	4	140		○			概成済				第2種住居	市営温水プール、県立生涯教育センター、労働者福祉センター	－				○	○										2					0	2.0	D			
		⑤	野口原総合運動場 ～境川	22	4	520			○		未整備				第2種住居	野口原総合運動場、コミュニティセンター	－				○	○										2					0	2.0	D			
		⑥	境川 ～餅ケ浜中津留線	22	4	366		○			概成済				第2種中高層住居専用・第1種住居	－	－				○	○		○								3					0	3.0	C			
		⑦	餅ケ浜中津留線 ～新別府駅明礬線	22	4	344		○			概成済				第2種中高層住居専用・第1種住居	－								○								1					0	1.0	D			
		⑧	新別府駅明礬線 ～新別府	22	4	1,446		○			概成済				第1種住居 風致地区（第3種）・公園	実相寺中央公園					○				○							2					0	2.0	D			
		⑨	新別府 ～国際観光道路	22	4	849			○		未整備				第1種住居・第2種住居 商業・新別府地区計画区域	－	鉄輪温泉	国道500号		○					○					○	○	○	5					0	5.0	B		
		⑩	国際観光道路 ～終点	18	2	594			○		未整備				商業	－	－	国道500号		○				○		○					○		4					0	4.0	C		
8	**浜脇丸尾線**			20	4	3,490	225	0	3,265	6.4		S27.7.3	55		－																											
		①	起点 ～浜脇河内線	20	4	225	○				整備済				商業	－	浜脇温泉	国道10号		○		○		○		○				○	○		6					0		－		
		②	浜脇河内線 ～東蓮田的ケ浜線	20	4	310			○		未整備			○	第1種住居	－	浜脇温泉	(主)別府挟間線		○		○			○	○				○	○	○	7	○			○	2	9.0	A		
		③	東蓮田的ケ浜線 ～山田関の江線	20	4	540			○		未整備			○	第1種住居・緑地	－	浜脇温泉					○			○	○	○			○	○	○	7				○	1	8.0	A		
		④	山田関の江線 ～朝見北石垣線	20	4	577			○		未整備				第1種住居・緑地	－	－								○		○				○	○	4					0	4.0	C		
		⑤	朝見北石垣線 ～秋葉通線	20	4	492			○		未整備				第1種住居・緑地	－	－								○		○					○	3					0	3.0	C		
		⑥	秋葉通線 ～別府駅前原線	16	2	806			○		未整備				第1種住居・商業	－	ワンダーラクテンチ						○		○		○			○		○	5					0	5.0	B		
		⑦	別府駅前原線 ～終点	16	2	540			○		未整備				第1種住居・山の手地区計画区域・山水苑地区計画区域	－	－	(主)別府庄内線		○			○		○		○					○	5					0	5.0	B		
9	**別府駅前原線**			20	4	1,513	1,000	0	513	66.1		S27.7.3	55		－																											
		①	起点 ～野口原実相寺公園道路	20～22	4	1,000	○				整備済				商業・近隣商業・風致地区（第3種）・公園	JR別府駅・別府公園	別府市総合体育館 別府公園	(主)別府庄内線		○	○			○		○			○	○			6					0.0		－		
		②	野口原実相寺公園道路 ～終点	20	4	513			○		未整備				第1種住居 山の手地区計画区域	別府公園	別府公園	〃		○	○			○						○	○	○	6					0.0	6.0	B		
10	**秋葉通線**			20	4	1,654	835	0	819	50.5		S27.7.3	55		－																											
		①	起点 ～東蓮田的ケ浜線	20	4	375	○				整備済				商業	別府市立図書館・サザンクロス	別府温泉	国道10号線		○	○		○	○		○				○			6					0.0		－		
		②	東蓮田的ケ浜線 ～山田関の江線	20	4	460	○				整備済			○	商業	南部児童館	別府温泉				○		○	○		○				○			5				○	1.0		－		
		③	山田関の江線 ～朝見北石垣線	20	4	325			○		未整備				近隣商業	別府税務署	別府温泉				○		○	○		○			○	○	○	○	7					0.0	7.0	A		
		④	朝見北石垣線 ～野口原実相寺公園道路	20	4	430			○		未整備				近隣商業	－	－						○	○					○		○	○	5					0.0	5.0	B		
		⑤	野口原実相寺公園道路 ～終点	20	4	64			○		未整備				近隣商業	－	－						○	○			○				○	○	5					0.0	5.0	B		

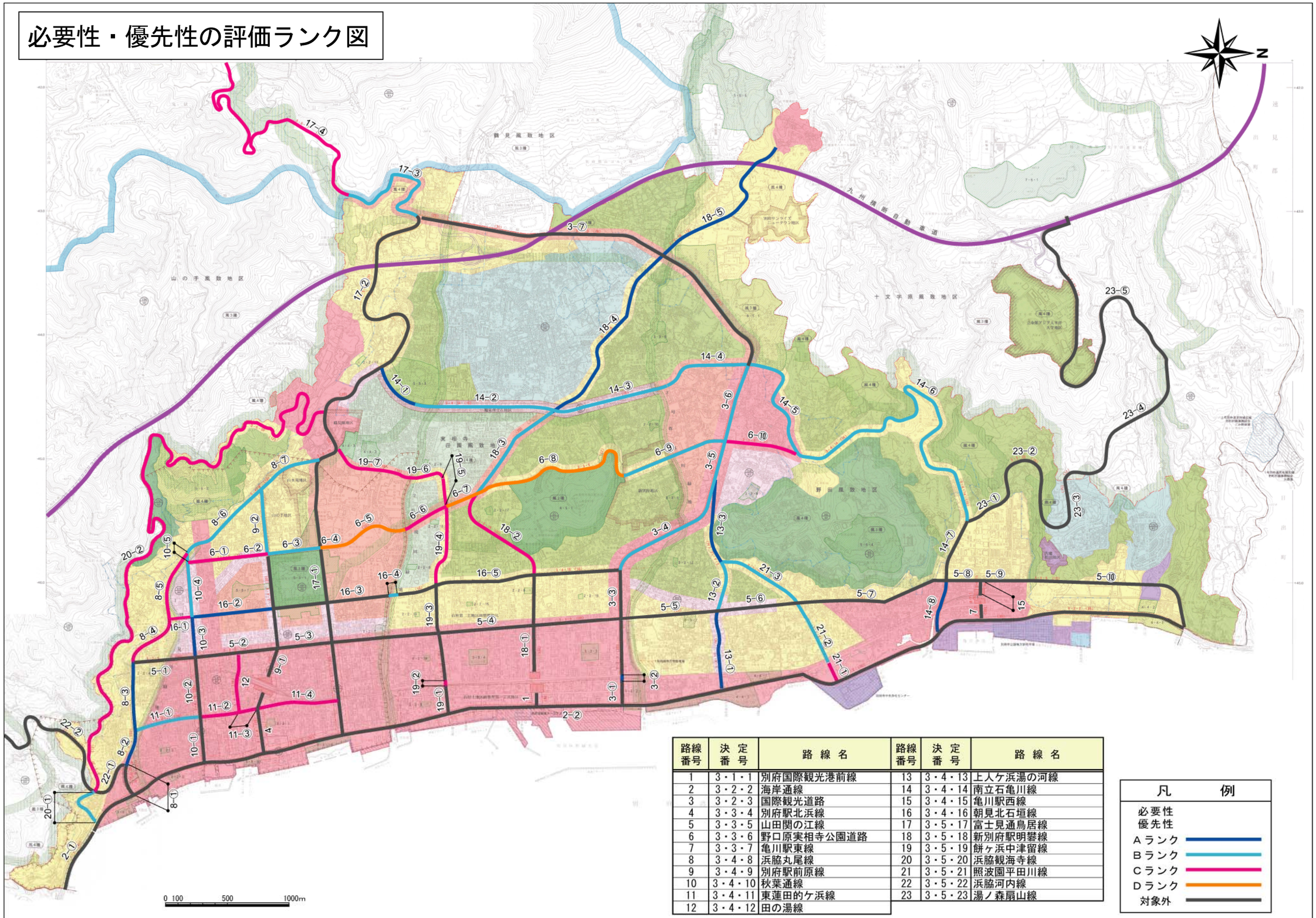
表　評価結果一覧（2/3）

| 路線の基礎データ | | |

表　評価結果一覧（3/3）

| 路線の基礎データ | | |

必要性・優先性の評価ランク図



路線番号	決定番号	路線名	路線番号	決定番号	路線名
1	3・1・1	別府国際観光港前線	13	3・4・13	上人ケ浜湯の河線
2	3・2・2	海岸通線	14	3・4・14	南立石亀川線
3	3・2・3	国際観光道路	15	3・4・15	亀川駅西線
4	3・3・4	別府駅北浜線	16	3・4・16	朝見北石垣線
5	3・3・5	山田関の江線	17	3・5・17	富士見通鳥居線
6	3・3・6	野口原実相寺公園道路	18	3・5・18	新別府駅明礬線
7	3・3・7	亀川駅東線	19	3・5・19	餅ヶ浜中津留線
8	3・4・8	浜脇丸尾線	20	3・5・20	浜脇観海寺線
9	3・4・9	別府駅前原線	21	3・5・21	照波園平田川線
10	3・4・10	秋葉通線	22	3・5・22	浜脇河内線
11	3・4・11	東蓮田的ケ浜線	23	3・5・23	湯ノ森扇山線
12	3・4・12	田の湯線			

凡例

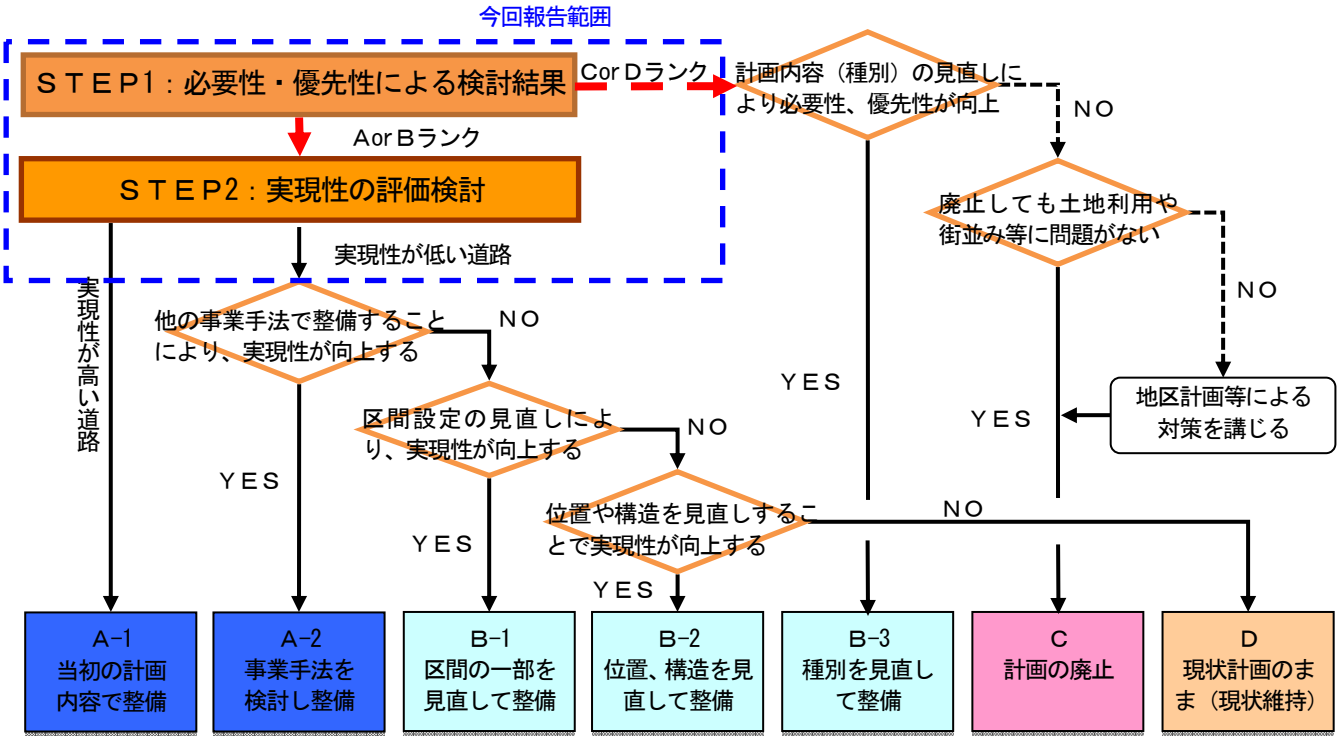
必要性 優先性

- Aランク
- Bランク
- Cランク
- Dランク
- 対象外

5-3 実現性の評価

5-3-1. 評価の基本的な考え方

必要性・優先性の評価結果より、「A」・「B」は、必要性・優先性があるとし、「C」・「D」は、必要性・優先性が低いとした上で、実現性の評価を行うものとする。



5-3-2. 評価指標

（1）実現性の評価指標

実現性の視点として、次に示す 3 項目を指標として設定した。

■実現性の評価指標

「実現性」評価項目		評価内容と指標
■事業費の確保	①事業費	計画路線内に住宅が多数立地しているなど整備時における移転補償が大きく、事業費確保で大きな問題とならないか、事業費の規模で評価 ○ 事業費が対象路線全体の平均以下 × 事業費が対象路線全体の平均を超える
■移設困難	②公共公益施設等の有無	区間内に病院、学校等公共公益施設、移設困難な施設の有無で評価 ○ 公共公益施設や移設困難な施設なし × 公共公益施設や移設困難な施設あり
■構造上の問題	③道路構造上の制約の有無	急傾斜地・鉄道との交差など計画上の制約等から整備が困難であるかないかで評価 ○ 道路構造上の制約がなく整備可能である × 道路構造に制約が生じ、整備にあたり課題が生じる

（2）評価方法

実現性の評価は、3 項目の全てが優位に評価される路線（区間）を実現性が高いとした。

5-3-3. 評価結果

前記指標に基づいて行った実現性評価の結果は次表の通りである。

表　実現性の評価結果（1/3）

路線の基礎データ					必要性・優先性の評価		実現性							整備・見直しの判定
路線番号	路線名	計画決定					①事業費の確保		②移動困難		③構造		総合評価	判定
	区間番号 区間の範囲（起終点）	幅員（m）	車線数	延長（m）	総得点	評価	事業費（単位：千円/m）平均2540千円	評価	対象物件	評価	課題項目	評価		
3	**国際観光道路**	30	4	6,370										
	① 起点～踏切	30	4	196	0.0	－		－		－		－	－	－
	② 踏切	30	4	20	7.0	A	560	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	③ 踏切～朝見北石垣線	30	4	881	0.0	－		－		－		－	－	－
	④ 朝見北石垣線～上人ヶ浜湯の河線	30	4	1,084	5.0	B	2,360	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	⑤ 上人ヶ浜湯の河線～野口原実相寺公園道路	30	4	379	5.0	B	1,606	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	⑥ 野口原実相寺公園道路～南立石亀川線	30	4	650	6.0	B	2,307	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	⑦ 南立石亀川線～終点	18～30	4	3,160	0.0	－		－		－		－	－	－
5	**山田関の江線**	25	4	8,690										
	① 起点～秋葉通線	20	4	469		－	4,348	－		○		○	－	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	② 秋葉通線～別府駅前原線	25	4	660		－		－		－		－	－	－
	③ 別府駅前原線～富士見通鳥居線	25	4	427		－		－		－		－	－	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	④ 富士見通鳥居線～春木川	20～25	4	2,376		－		－		－		－	－	－
	⑤ 春木川～上人ヶ浜湯の河線	20	4	717		－	3,629	－	八幡石垣神社	×	春木川横架部	△	－	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑥ 上人ヶ浜湯の河線～照波園平田川線	20	4	640		－	3,546	－		○		○	－	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑦ 照波園平田川線～南立石亀川線	15	2	1,221		－	3,678	－		○		○	－	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑧ 南立石亀川線～亀川駅西線	12	2	250		－	3,384	－		○		○	－	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑨ 亀川駅西線～古市	12	2	250		－	2,949	－		○		○	－	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑩ 古市～終点	12	2	1,680		－	2,284	－		○	鉄道交差	×	－	必要性・優先性は高いが実現性が低い
6	**野口原実相寺公園道路**	22	4	5,293										
	① 起点～青山町	12	2	500	4.0	C	2,359	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	② 青山町～別府駅前原線	12	2	134	4.0	C	1,224	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	③ 別府駅前原線～富士見通鳥居線	12	2	400	5.0	B	359	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	④ 富士見通鳥居線～野口原総合運動場	22	4	140	2.0	D	831	－	野口原総合運動場	－		－	－	必要性・優先性が低い
	⑤ 野口原総合運動場～境川	22	4	520	2.0	D	3,167	－	野口原総合運動場	－		－	－	必要性・優先性が低い
	⑥ 境川～餅ケ浜中津留線	22	4	366	3.0	C	1,582	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	⑦ 餅ケ浜中津留線～新別府駅明礬線	22	4	344	1.0	D	1,319	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	⑧ 新別府駅明礬線～新別府	22	4	1,446	2.0	D	1,637	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	⑨ 新別府～国際観光道路	22	4	849	5.0	B	1,515	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	⑩ 国際観光道路～終点	18	2	594	4.0	C	2,298	－		－	終点部・縦断	－	－	必要性・優先性が低い
7	**亀川駅東線**	25	2	130		－		－		－		－	－	必要性・優先性が高く、実現性も高い
8	**浜脇丸尾線**	20	4	3,490										
	① 起点～浜脇河内線	20	4	225	0.0	－		－		－		－	－	－
	② 浜脇河内線～東蓮田的ケ浜線	20	4	310	9.0	A	4,506	×		○		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	③ 東蓮田的ケ浜線～山田関の江線	20	4	540	8.0	A	3,712	×		○	鉄道交差	×	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	④ 山田関の江線～朝見北石垣線	20	4	577	4.0	C	3,280	－	朝見病院	－		－	－	必要性・優先性が低い
	⑤ 朝見北石垣線～秋葉通線	20	4	492	3.0	C	5,143	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	⑥ 秋葉通線～別府駅前原線	16	2	806	5.0	B	3,763	×		○		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑦ 別府駅前原線～終点	16	2	540	5.0	B	2,789	×		○		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い

※グレー表示は整備済みまたは事業中の区間。オレンジ表示は、必要性・優先性の評価対象外区間。ブルー表示は、事業化の目処が立っている区間。

表　実現性の評価結果（2/3）

路線の基礎データ					必要性・優先性の評価		実現性							整備・見直しの判定
路線番号	路線名 区間番号 区間の範囲（起終点）	計画決定 幅員（m）	車線数	延長（m）	総得点	評価	①事業費の確保 延長1mあたり事業費（単位：千円） 平均2540千円	評価	②移動困難 対象物件	評価	③構造 課題項目	評価	総合評価	判定
9	**別府駅前原線**	20	4	1,513										
	① 起点～野口原実相寺公園道路	20～22	4	1,000	0.0	－		－		－		－	－	－
	② 野口原実相寺公園道路～終点	20	4	513	6.0	B	2,227	○	山の手中学校	×		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
10	**秋葉通線**	20	4	1,654										
	① 起点～東蓮田的ケ浜線	20	4	375	0.0	－		－		－		－	－	－
	② 東蓮田的ケ浜線～山田関の江線	20	4	460	0.0	－		－		－		－	－	－
	③ 山田関の江線～朝見北石垣線	20	4	325	7.0	A	3,434	×	山本病院	×		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	④ 朝見北石垣線～野口原実相寺公園道路	20	4	430	5.0	B	2,601	×		○		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑤ 野口原実相寺公園道路～終点	20	4	64	5.0	B	5,056	×		○		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
11	**東蓮田的ケ浜線**	16	2	1,605										
	① 起点～秋葉通線	16	2	510	5.0	B	3,744	×	内田病院	×		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	② 秋葉通銭～田の湯線	16	2	310	3.0	C	3,649	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	③ 田の湯線～別府駅北浜線	16	2	140	3.0	C	4,146	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	④ 別府駅北浜線～終点	16	2	645	4.0	C	2,334	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
12	**田の湯線**	16	2	459	3.0	C	3,245	－		－	鉄道交差	－	－	必要性・優先性が低い
13	**上人ケ浜湯の河線**	16	2	1,641										
	① 起点～山田関の江線	16	2	601	8.0	A	2,195	○		○	鉄道交差	×	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	② 山田関の江線～照波園平田川線	16	2	418	6.0	B	1,813	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	③ 照波園平田川線～終点	16	2	622	7.0	A	1,405	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
14	**南立石亀川線**	16	2	8,000										
	① 起点～南立石公園	16	2	360	7.0	A	1,188	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	② 南立石公園～新別府駅明礬線	16	2	1,220	6.0	B	1,843	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	③ 新別府駅明礬線～春木川	16	2	760	6.0	B	2,329	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	④ 春木川～国際観光道路	16	2	780	5.0	B	1,998	○	大分県温泉熱花き指導研究センター	×		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑤ 国際観光道路～野口原実相寺公園道路	16	2	954	6.0	B	1,663	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	⑥ 野口原実相寺公園道路～湯ノ森扇山線	16	2	2,909	6.0	B	1,415	○		○	トンネル拡幅	×	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑦ 湯の森扇山線～山田関の江線	16	2	577	0.0	－		－		－		－	－	－
	⑧ 山田関の江線～終点	25	4	440	9.0	A	10,134	×		○		×	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
15	**亀川駅西線**	16	2	64		－		－		－		－	－	必要性・優先性が高く、実現性も高い
16	**朝見北石垣線**	16	2	3,561										
	① 起点～秋葉通線	16	2	180	3.0	C	3,827	－		－		－	－	必要性・優先性が低い
	② 秋葉通線～別府駅前原線	16	2	640	8.0	A	2,021	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	③ 別府駅前原線～境川	16	2	915	0.0	－		－		－		－	－	－
	④ 境川	16	2	30	5.0	B	6,226	×		○		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	⑤ 境川～終点	16	2	1,766	0.0	－		－		－		－	－	－
17	**富士見通鳥居線**	12～25	2	6,630									－	
	① 起点～南立石亀川線	20	2	3,400	0.0	－		－		－		－	－	－
	② 南立石亀川線～国際観光道路	25	4	2,030	0.0	－		－		－		－	－	－
	③ 国際観光道路～終点	12	2	1,200	6.0	B	147	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	④ 国際観光道路～終点	12	2	3,220	4.0	C	147	－		－		－	－	必要性・優先性が低い

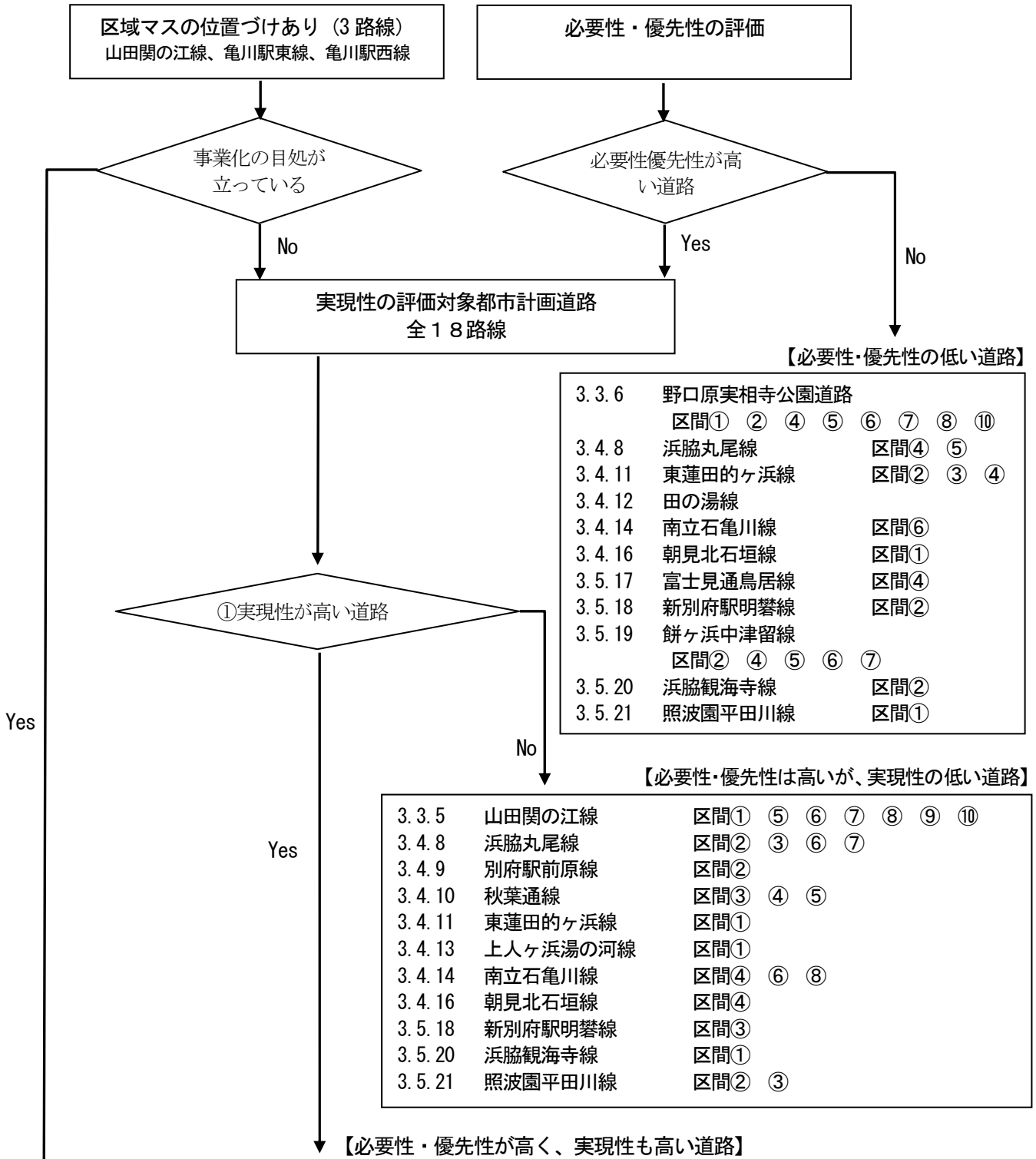
※グレー表示は整備済みまたは事業中の区間。オレンジ表示は、必要性・優先性の評価対象外区間。ブルー表示は、事業化の目処が立っている区間。

表　実現性の評価結果（3/3）

路線の基礎データ					必要性・優先性の評価		実現性							整備・見直しの判定
路線番号	路線名 / 区間番号 / 区間の範囲（起終点）	計画決定 幅員（m）	車線数	延長（m）	総得点	評価	①事業費の確保 延長1mあたり事業費（単位:円）平均2580千円	評価	②移動困難 対象物件	評価	③構造 課題項目	評価	総合評価	判定
18	**新別府駅明礬線**	12～50	2	5,506										
	① 起点～朝見北石垣線	20～50	4	780	0.0	—		—		—		—	—	—
	② 朝見北石垣線～野口原実相寺公園道路	20	4	910	4.0	C	3,222	—		—		—	—	必要性・優先性が低い
	③ 野口原実相寺公園道路～南立石亀川線	20	4	900	5.0	B	1,790	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	④ 南立石亀川線～国際観光道路	12	2	1,570	7.0	A	1,557	○		○		○	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	⑤ 国際観光道路～終点	12	2	1,346	7.0	A	709	○		○	交差部縦断	×	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
19	**餅ヶ浜中津留線**	15	2	2,761										
	① 起点～JR高架	15	2	215	0.0	—		—		—		—	—	—
	② 高架下	15	2	20	4.0	C	3,150	—		—	鉄道交差	—	—	必要性・優先性が低い
	③ JR高架～朝見北石垣線	15	2	795	0.0	—		—		—		—	—	—
	④ 朝見北石垣線～野口原実相寺公園道路	15	2	670	3.0	C	486	—	中部中学校	—		—	—	必要性・優先性が低い
	⑤ 野口原実相寺公園道路～荘園	15	2	160	4.0	C	404	—		—		—	—	必要性・優先性が低い
	⑥ 荘園～板地川	15	2	381	4.0	C	1,778	—		—		—	—	必要性・優先性が低い
	⑦ 板地川～富士見通鳥居線	15	2	520	4.0	C	661	—		—		—	—	必要性・優先性が低い
20	**浜脇観海寺線**	12	2	6,576										
	① 起点～浜脇河内線	12	2	396	5.0	B	2,418	○		○	鉄道交差	×	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	② 浜脇河内線～終点	12	2	6,180	4.0	C	985	—		—		—	—	必要性・優先性が低い
21	**照波園平田川線**	12	2	1,410										
	① 起点～県道鉄輪亀川線	12	2	160	4.0	C	2,377	—		—	鉄道交差	—	—	必要性・優先性が低い
	② 県道鉄輪亀川線～山田関の江線	12	2	530	5.0	B	2,479	○		○	鉄道交差	×	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	③ 山田関の江線～終点	12	2	720	5.0	B	1,777	○	別府大学平田保育所	×		○	×	必要性・優先性は高いが実現性が低い

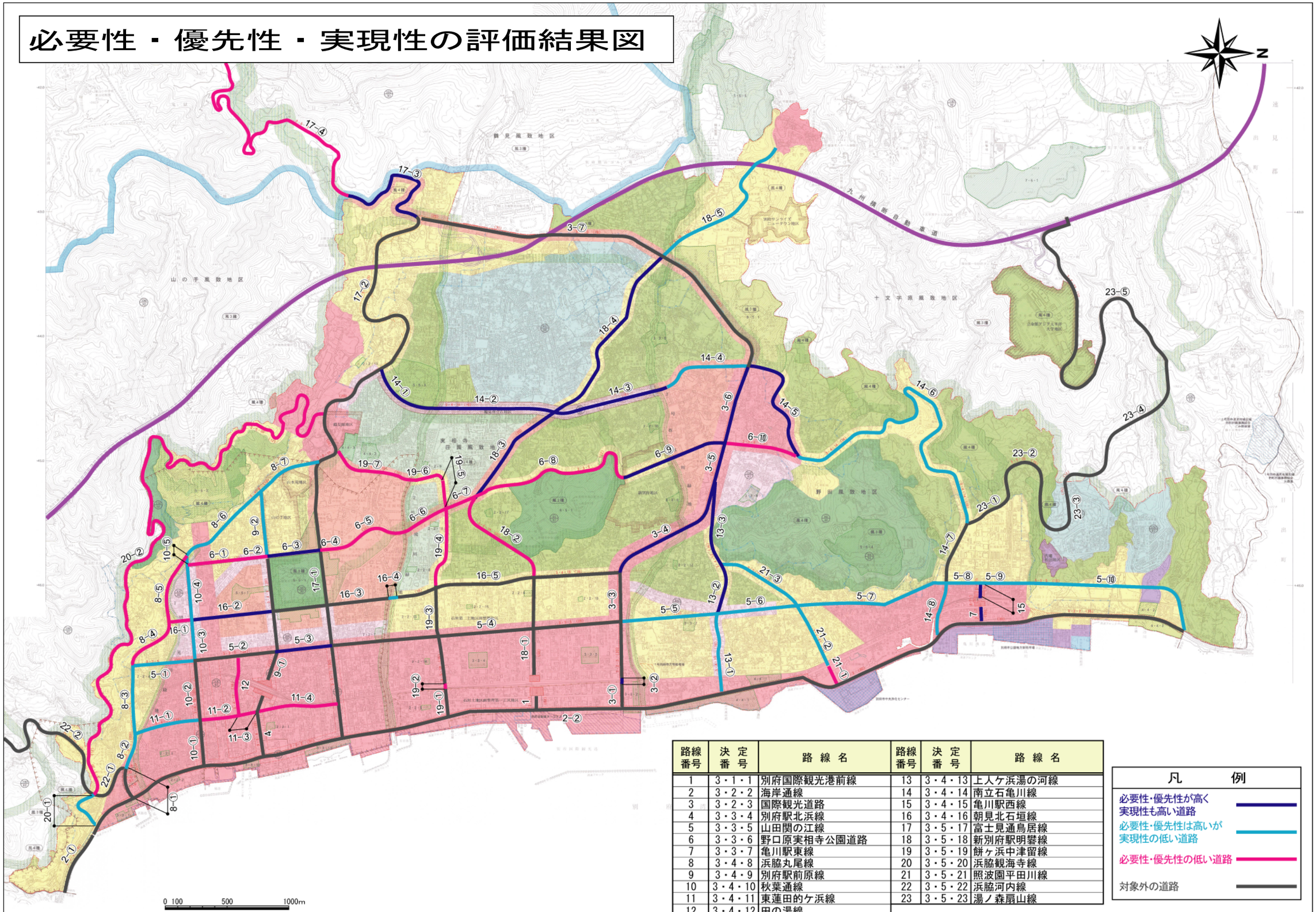
※グレー表示は整備済みまたは事業中の区間。オレンジ表示は、必要性・優先性の評価対象外区間。ブルー表示は、事業化の目処が立っている区間。

※ただし、山田関の江線区間③と亀川駅東線と亀川駅西線は、事業の目処が立っていることから、実現性の高いものとした。



■必要性・優先性・実現性の評価結果の流れ

必要性・優先性・実現性の評価結果図



路線番号	決定番号	路線名	路線番号	決定番号	路線名
1	3・1・1	別府国際観光港前線	13	3・4・13	上人ケ浜湯の河線
2	3・2・2	海岸通線	14	3・4・14	南立石亀川線
3	3・2・3	国際観光道路	15	3・4・15	亀川駅西線
4	3・3・4	別府駅北浜線	16	3・4・16	朝見北石垣線
5	3・3・5	山田関の江線	17	3・5・17	富士見通鳥居線
6	3・3・6	野口原実相寺公園道路	18	3・5・18	新別府駅明礬線
7	3・3・7	亀川駅東線	19	3・5・19	餅ヶ浜中津留線
8	3・4・8	浜脇丸尾線	20	3・5・20	浜脇観海寺線
9	3・4・9	別府駅前原線	21	3・5・21	照波園平田川線
10	3・4・10	秋葉通線	22	3・5・22	浜脇河内線
11	3・4・11	東蓮田的ケ浜線	23	3・5・23	湯ノ森扇山線
12	3・4・12	田の湯線			

凡　例

- 必要性・優先性が高く実現性も高い道路
- 必要性・優先性は高いが実現性の低い道路
- 必要性・優先性の低い道路
- 対象外の道路

６．個別施設の評価と検討（公園編）

6-1 評価の前提

個別施設の評価にあたっては、大分県の「都市施設の整備・見直し方針（公園）」を踏まえて評価基準を作成した上で実施する。

大分県の「都市施設の整備・見直し方針（公園）」では、見直しの対象となる対象施設の抽出の考え方は、以下のとおりに示されている。

第三段階　個別施設の評価と検討

第二段階で抽出された公園について、必要性、優先性、実現性の視点から個別に評価を行います。

このうち、必要性と優先性に関する評価については、自然環境の価値や景観など定量的に把握することが困難な項目もあります。このため、アンケート等を通して住民意見を収集し、評価の参考とすることも検討します。

評価を行う際には、緑の基本計画等を参考とすることとしますが、緑の基本計画が策定されていない市町については、より多くの市民が参画する緑の基本計画の策定を促進します。

また、実現の評価については、現在の計画内容での評価を行った後、事業手法や計画内容等の変更による実現化の可能性に関する検討を行うこととします。

必要性、優先性、実現性に関する主な評価検討項目（案）は次ページのとおりとします。

出典：大分県「都市施設の整備・見直し方針（公園）」平成 17 年 4 月　大分県土木建築部都市計画課

評価検討項目

必要性の評価検討項目

■環境保全機能

・公園として整備することによって自然環境の保全、生態系の維持等を図ることが可能な公園か

（風致公園、動植物公園等、当初の計画内容や目的に合致した良好な自然環境、生態系等が現在も残されている公園）

・公園として整備することによって寺社、遺跡、史跡等、歴史文化資源の保全等を図ることが可能な公園か

（歴史公園等、当初の計画内容や目的に合致した歴史資源が現在も残されている公園）

・公園として整備することによって騒音、大気汚染等から生活環境を保護することが可能な公園か

（公害防止など生活環境の保全を図ることを目的として計画されている公園で、現在もその必要性が高い公園）

■レクリエーション機能

・公園が少ない地域に計画され、かつ需要が高いと考えられる公園か

（利用困難圏域に位置する公園）

・子ども達が自由に遊べる自然やオープンスペース等の空間が少ない市街地に計画されている公園か

（自然的土地利用の占める割合が少なく、人口密度の高い地域内の公園）

■防災機能

・避難地としての機能を有し、かつ避難困難地域に存在する公園や救援活動などの拠点となる公園か

（避難困難地域に位置する公園、防災拠点として計画されている公園、面積 1ha 以上の公園）

・自然災害による被害を軽減するために必要となる公園か

（調節池、遊水池機能を有する公園）

■景観機能

・景観を保全・創出するために計画されている公園で、整備することによって地域の個性となり、また、うるおいや魅力ある街並みを創出することにつながる公園か

（人通りの多い幹線道路に面した公園、駅前に計画されている公園）

■その他

・人々の賑わいの場となり、地域の活性化、地域間交流の促進につながる公園か

（中心市街地活性化基本計画の区域内の公園、観光地と一体になった公園）

・都市の自然緑地、既設の公園緑地と連携し、緑のネットワークを形成する公園か

・周辺に学校グラウンド、河川敷公園など類似した施設が存在しないか

優先性の評価検討項目

■事業の継続性

・地元に対する事業説明が行われているか

（これまでに事業化調査、住民説明会等の実施されている公園）

・早期整備、見直し、変更要望等の意向が出ているか

■関連事業の動向

・土地区画整理事業等、当該都市計画公園に関連する事業の見通しが立っている公園か

■政策的判断

・上位計画で優先的整備の位置づけがあるか

（緑の基本計画における重点地区内の公園等）

実現性の評価検討項目

■事業費の確保

・計画区域内に住宅が多数立地しているなど整備時における移転補償が大きく、事業費確保で大きな問題とならないか

（53 条申請、移転補償対象建築物数）

■移設困難

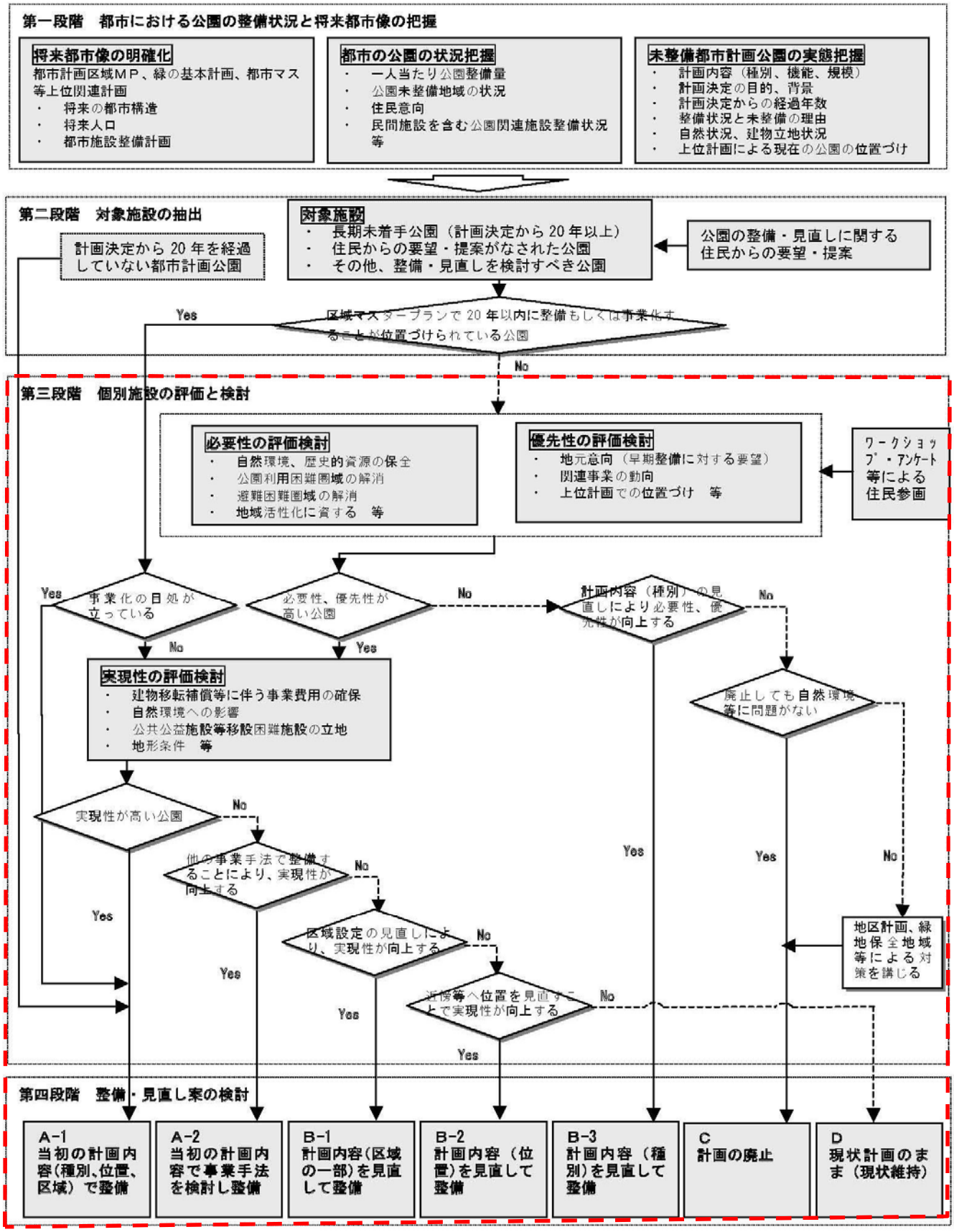
・区域内に病院、学校等公共公益施設がないか（建物用途）

■構造上の問題

・地形上等の制約から整備が困難ではないか

出典：大分県「都市施設の整備・見直し方針（公園）」平成 17 年 4 月　大分県土木建築部都市計画課

■整備・見直し案作成フロー



出典：大分県「都市施設の整備・見直し方針（公園)」平成 17 年 4 月　大分県土木建築部都市計画課

6-2 必要性・優先性の評価

6-2-1. 評価の基本的な考え方

大分県の「都市施設の整備・見直し方針（公園）」に基づき、必要性と優先性について評価指標を設定し、対象公園毎に評価項目に該当するか否かのチェックを行い、公園の評価を行うものとする。

6-2-2. 評価指標

(1) 必要性の評価指標

必要性の評価項目は、以下の 14 項目を指標として設定した。

■必要性の評価指標

評価視点	評価項目	評価指標
環境保全機能	①自然環境、生態系等の保全	良好な自然環境や生態系の現存性を観点とし、計画公園区域（未供用）の現況緑被率で評価（※1） **〇現況緑被率：30%以上** **×現況緑被率：30%未満**
	②巨樹等の歴史的資源の保全	歴史的資源の現存性を観点とし、計画公園区域（未供用）内の巨樹等の存在性で評価（※2） **〇巨樹等の歴史的資源：あり** **×巨樹等の歴史的資源：なし**
	③騒音、大気汚染等の生活環境の保全	幹線道路等からの騒音や大気汚染の緩衝性を観点とし、計画公園区域（未供用）と幹線道路との隣接性で評価（※3） **〇隣接性あり** **×隣接性なし**
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ機能	④公園の規模的充足度	公園の規模的な充足性を観点とし、計画公園が位置する小学校区における一人当たりの整備済公園面積で評価（※4） **〇一人当たりの整備済公園面積：市平均 6.7 ㎡/人未満** **×一人当たりの整備済公園面積：市平均 6.7 ㎡/人以上**
	⑤公園の配置的充足度	公園の配置的な充足性を観点とし、市街化区域内にあって、整備済公園（同一公園の一部供用は含まない）の誘致圏でカバーできていない利用困難区域に位置するかで評価（※5） **〇市街化区域内で利用困難区域内の公園** **×上記以外**
	⑥オープンスペースの貴重度	オープンスペースの貴重性を観点とし、市街化区域内に位置する平坦地な公園（未供用）であるかで評価 **〇市街化区域内** **×市街化区域外（調整区域内）**
防災機能	⑦避難地の配置的充足度	避難地の配置的な充足度を観点とし、市街化区域内において、一次避難地（1ha 以上）あるいは広域避難地（10ha 以上）と成り得る整備済公園の避難地誘致圏でカバーできていない避難困難区域に位置するかで評価（※6） **〇避難困難区域内** **×避難困難区域外**
	⑧避難地等の防災機能性	防災機能の観点から、市街化区域内に位置し、計画公園の面積が一次避難地（1ha 以上の平坦地）に相当するかで評価（※6） **〇市街化区域内で計画区域面積が 1ha 以上の平坦地な公園** **×上記以外**

※1　都市基幹公園の緑化率基準の最低値 30%を指標の参考とした

※2　歴史的資源とは、「別府の自然」「自然環境保全基礎調査」等に示されている「優れた自然林・木立、巨樹巨木、特定植物群落、保護樹等」とした

※3　幹線道路とは、自動車交通量が 30,000 台以上となる「国道 10 号」「国道 500 号」「別府一の宮線」とした

※4　市全体における一人当たり整備済公園面積 6.7 ㎡/人を指標の参考とした

※5　誘致圏は、都市公園法に基づき、街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1.0km とし、その他 0.1ha 以上の開発公園及びチビッコ広場については街区公園相当の 250m とした

※6　都市防災実務ハンドブックに基づき、一次避難地の面積は 1.0ha 以上、広域避難地の面積は 10ha 以上とし、避難地の誘致圏は、一次避難地誘致圏 500m、広域避難地誘致圏 2km とした（ただし、市街化調整区域の公園は除く）

■必要性の評価指標

評価視点	評価項目	評価指標
景観機能	⑨地域個性の創出性	上位関連計画等において、地域個性を創出する上で重要な位置づけがなされている計画公園であるかで評価（※7） **〇上位関連計画における位置づけあり** **×上位関連計画における位置づけなし**
	⑩魅力ある街並みの創出性	魅力ある街並みの創出性を観点とし、駅前や幹線道路に面した計画公園であるかで評価（※8） **〇集客性の高い拠点や幹線道路に面した公園** **×上記以外**
その他	⑪地域活性化性	地域活性化の観点から、中心市街地内に位置する計画公園であるかで評価（※9） **〇中心市街地活性化基本計画の区域内の公園** **×中心市街地活性化基本計画の区域外の公園**
	⑫観光振興性	集客性のある駅などエントランス拠点や観光資源と一体となる計画公園であるかで評価（※8） **〇集客性の高い拠点や観光資源と一体となる公園** **×上記以外**
	⑬緑のネットワーク性	緑の基本計画等の関連計画において、緑のネットワーク上、重要な位置づけがなされている計画公園であるかで評価（※10） **〇緑の基本計画で位置づけあり** **×緑の基本計画で位置づけなし**
	⑭公園的機能の代替性	公園的機能の代替性を観点とし、計画公園周辺に同等の公園的機能を持った資源の有無で評価（※11） **〇公園的機能を持った資源なし** **×公園的機能を持った資源あり**

※7　上位関連計画は、「別府市都市計画マスタープラン、別府市景観計画、別府市緑の基本計画」等とした

※8　集客性の高い拠点及び幹線道路とは、別府駅周辺、別府観光港、国道 10 号、国道 500 号、別府一の宮線、商店街、別府八湯等を示す

※9　「別府市中心市街地活性化基本計画　平成 20 年 7 月　別府市」に基づくＪＲ別府駅東側の区域（面積 61.35ha）とした

※10　別府市緑の基本計画で位置づけられている緑の骨格となる「8 つの緑（泉源、山辺、海辺、癒し、水辺、まち、もてなし、みちの緑）」を示す

※11　公園的機能を持った資源とは、「学校グランド、河川敷公園、自然的土地利用を有する敷地」等を示す

(2) 優先性の評価指標

優先性の評価項目は、下表の５項目を指標として設定した。

■優先性の評価指標

評価視点	評価項目	評価指標
事業の持続性	①地元意向	早期整備、見直し、変更など地元要望の有無で評価 **〇地元要望あり** **×地元要望なし**
	②公園需要度（公園満足度）	公園需要度を観点とし､既往アンケート結果の公園満足度から地区別の公園需要で評価（※1） **〇公園満足度が低い地区** **×上記以外**
関連事業の動向	③事業の見通し	用地取得の見通しや関連事業等と一体的に整備を行う計画の有無で評価 **〇用地取得、関連事業あり** **×なし**
	④法規制等による緑地の担保性	土地利用規制等、緑地担保の代替性を観点とし、計画公園（未供用）に各種法規制の指定状況で評価（※2） **〇各種法規制なし** **×各種法規制あり**
政策的判断	⑤上位計画における位置づけの有無	緑の基本計画における整備の位置づけの有無で評価（※3） **〇緑の基本計画で位置づけあり** **×緑の基本計画で位置づけなし**

※1　別府市緑の基本計画策定時のアンケート結果より、公園満足度が低い地区「上人、亀川、朝日小学校区」とした
※2　各種法規制とは、「市街化調整区域，保安林、自然公園，風致地区」等を示す
※3　別府市緑の基本計画で整備の位置づけの有無を示す

6-2-3. 評価結果

(1) 評価方法

前述の評価指標を対象に、見直し対象公園の評価を行った。

見直し対象公園について、必要性と優先性の評価指標に対する該当数（1 指標 1 得点）から得点化を行った結果、下図のとおりの得点の分布状況となった。

評価にあたっては、その得点別の公園の分布状況から 4 段階のランク区分を行った。

ランク区分の方法は、右図に示すように公園の評価得点の分布から、平均値（9.1 点）を基準とし、必要性・優先性の評価を高い順に、全体の概ね85%以上をA ランク、平均値～85%をB ランク、15%～平均値をC ランク、概ね 15%以下をD ランクと 4 段階のランク付けを行った。

(※85%、15%の値は、土木計画分野で一般的に使用される値)

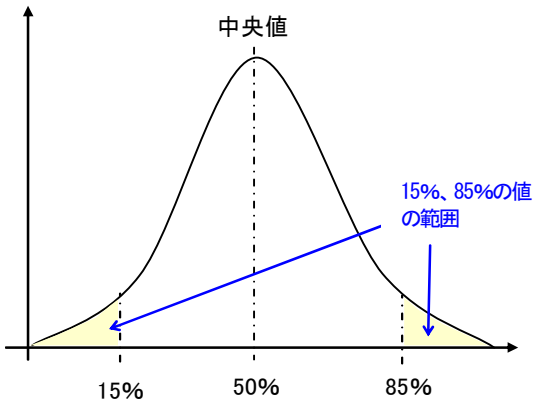


図 評価の考え方のイメージ

得点区間	箇所数	累加百分率（%）
3以下	1	5.3%
4	2	15.8%
5	0	15.8%
6	0	15.8%
7	1	21.1%
8	1	26.3%
9	3	42.1%
10	6	73.7%
11	2	84.2%
12	2	94.7%
13以上	1	100.0%
計	19	

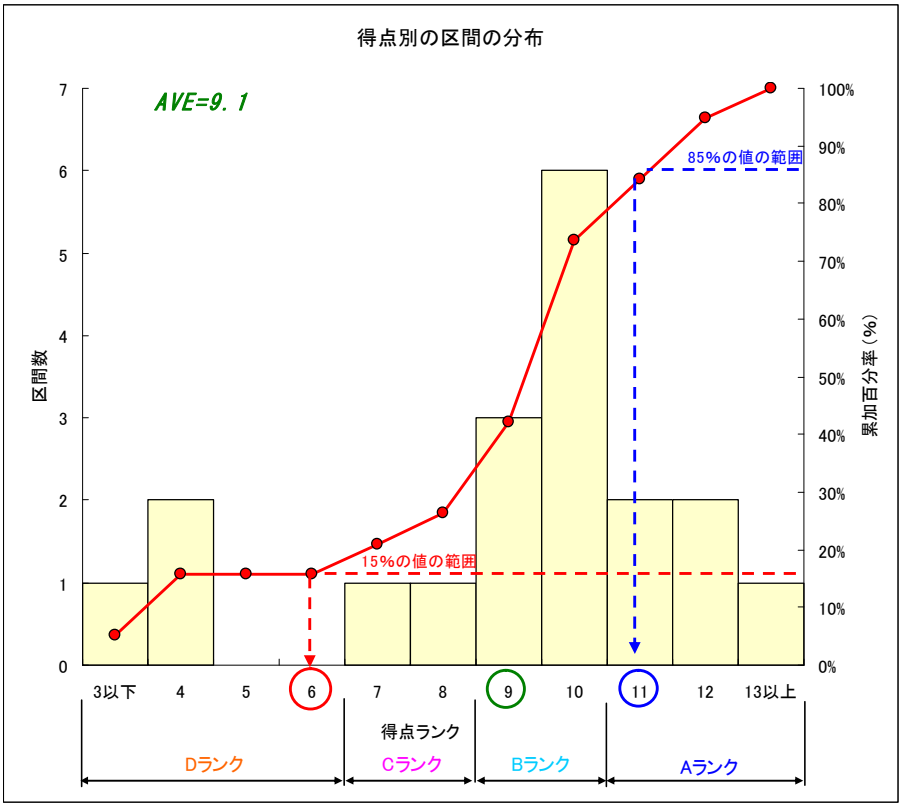


図 見直し対象公園の得点別分布

(2) 評価結果

前述の考え方をもとに、対象公園の必要性と優先性の評価を行った。その結果は下記のとおりである。なお、評価にあたっての留意点は以下のとおりである。

【必要性・優先性における評価にあたっての考え方】

①評価は、別府市の公園を対象に優位性を評価するという観点から相対評価によるものとし、評価項目毎の得点合計で評価し、平均値となる 9 点以上の公園を必要性・優先性が高いものとする。
（必要性の評価項目：14 項目、優先性の評価項目：5 項目、合計 19 項目）

②街区公園については、主に「日常利用に供する公園」であることから、必要性の評価項目のうち「環境保全機能、防災機能、景観機能」の必要性は低いと考え、「レクリエーション機能、その他」の 2 つの項目で評価し得点の補正を行う。

③近隣公園については、一次避難地に成り得る 1ha 以上の公園となるため、必要性の評価項目のうち「防災機能、レクリエーション機能、その他」の 3 つの項目で評価し得点の補正を行う。

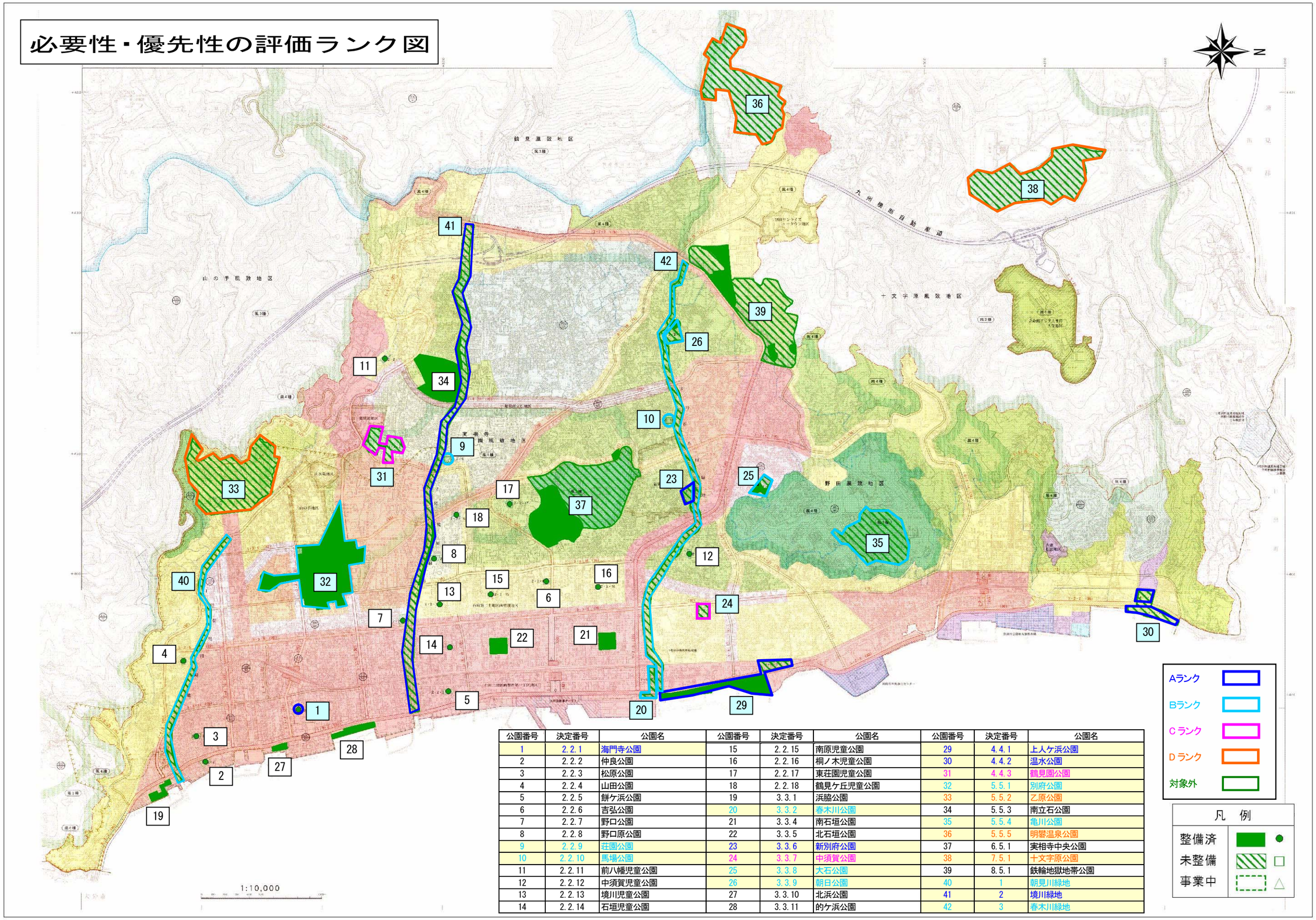
表　評価結果

評価ランク	評価ランクの考え方	得点	公園数
A	当該公園の評価点が平均値を上回り、かつ全体の 85%以上の得点ランクに含まれる公園で、必要性や優先性の高い公園	11 点以上	5
B	当該公園の評価点が平均値を上回る公園	9～10 点	9
C	当該公園の評価点が平均値を下回る公園	7～8 点	2
D	当該公園の評価点が平均値を下回り、かつ全体の 15%以下の得点ランクに含まれる公園で、必要性や優先性の低い公園	6 点以下	3

表　評価結果一覧表

番号	名　称	公園の基礎データ								必要性評価														優先性評価						評価				
		面積			当初都市計画決定	当初計画決定からの経過年数	区域マスの位置づけ	周辺条件		環境保全機能			レクリエーション機能			防災機能		景観機能		その他				該当数	得点数（14点満点補正）	事業の継続性		関連事業の動向			政策的判断	該当数	総得点	評価ランク
		計画(ha)	供用(ha)	整備率%				土地利用（用途地域）	周辺施設等	①自然環境、生態系等の保全	②巨樹等の歴史的資源の保全	③騒音、大気汚染等の生活環境の保全	④公園の規模的充足度	⑤公園の配置的充足度	⑥オープンスペースの貢重度	⑦避難地の配置的充足度	⑧避難地等の防災機能性	⑨地域個性の創出性	⑩魅力ある街並みの創出性	⑪地域活性化性	⑫観光振興性	⑬緑のネットワーク性	⑭公園的機能の代替性			①地元意向	②公園需要（公園満足度）	③事業の見通し	④法規制等による緑地の担保性	⑤上位計画における位置づけの有無				
■都市計画公園一覧表																																		
2.2.1	海門寺公園	0.40	0.34	85.0%	S27. 7. 3	55		商業	国道10号、北浜公園、別府駅、中心市街地	－	－	－	○			－	－	－	－	○	○		○	4	8	○		○	○		3	11.0	A	
2.2.2	仲良公園	0.80	0.41	100.0%	S38.12.28																													
2.2.3	松原公園	0.37	0.37	100.0%	S28. 3. 7																													
2.2.4	山田公園	0.16	0.16	100.0%	S30. 3.31																													
2.2.5	餅ケ浜公園	0.32	0.32	100.0%	S35. 4. 7																													
2.2.6	吉弘公園	0.33	0.33	100.0%	S37.10. 3																													
2.2.7	野口公園	0.70	0.69	100.0%	S38.12.28																													
2.2.8	野口原公園	0.40	0.38	100.0%	S38.12.28																													
2.2.9	荘園公園	0.30	0		S38.12.28	44		第2種中高層住居専用、風致地区	境川、障害者センター、養護学校等	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－				○	4	8					○	1	9.0	B	
2.2.10	馬場公園	0.50	0		S38.12.28	44		第1種中高層住居専用	春木川、朝日小学校	－	－	－	○		○	－	－	－	－				○	3	6		○	○	○	○	4	10.0	B	
2.2.11	前八幡児童公園	0.40	0.37	100.0%	S40. 8.24																													
2.2.12	中須賀児童公園	0.30	0.25	100.0%	S40. 8.24																													
2.2.13	境川児童公園	0.16	0.17	100.0%	S45. 2. 2																													
2.2.14	石垣児童公園	0.18	0.20	100.0%	S45. 2. 2																													
2.2.15	南原児童公園	0.19	0.20	100.0%	S51. 9. 6																													
2.2.16	桐ノ木児童公園	0.16	0.17	100.0%	S51. 9. 6																													
2.2.17	東荘園児童公園	0.30	0.30	100.0%	S51. 9.27																													
2.2.18	鶴見ケ丘児童公園	0.24	0.24	100.0%	S54. 9.11																													
	街区公園計(18箇所)																																	
3.3.1	浜脇公園	1.20	1.18	100.0%	S27. 7. 3																													
3.3.2	春木川公園	1.20	0		S35. 4. 7	47			春木川、上人ヶ浜公園、ＪＲ、国道10号	－	－	－	○		○		○	－	－				○	4	6.2			○	○	○	3	9.2	B	
3.3.4	南石垣公園	2.00	1.98	100.0%	S38.12.28																													
3.3.5	北石垣公園	2.00	1.98	100.0%	S38.12.28																													
3.3.6	新別府公園	1.00	0		S38.12.28	44		第1種中高層住居専用	春木川	－	－	－	○	○	○		○	－	－				○	5	7.8		○		○	○	3	10.8	A	
3.3.7	中須賀公園	1.00	0		S38.12.28	44		第1種住居	八幡石垣神社	－	－	－	○		○		○	－	－				○	4	6.2				○	○	2	8.2	C	
3.3.8	大石公園	1.20	0.53	44.2%	S38.12.28	44		近隣商業		－	－	－	○	○	○		○	－	－				○	5	7.8		○		○		2	9.8	B	
3.3.9	朝日公園	1.50	0.31	20.7%	S38.12.28	44		第1種中高層住居専用	春木川、市営住宅、神社	－	－	－	○	○	○		○	－	－				○	5	7.8		○		○		2	9.8	B	
3.3.10	北浜公園	0.70	0.70	100.0%	S41. 8. 2																													
3.3.11	的ケ浜公園	1.60	1.58	100.0%	S45 .2.10																													
	近隣公園計(10箇所)																																	
4.4.1	上人ケ浜公園	7.90	6.38	80.8%	S27. 7. 3	55		商業	春木川、春木川公園、ＪＲ別府大学駅、国道10号			○		○	○		○	○	○		○	○	○	9	9		○		○	○	3	12	A	
4.4.2	温水公園	4.60	0	0.0%	S27. 7. 3	55		第1種住居	JR、住宅団地		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	12	12		○	○	○		3	15	A	
4.4.3	鶴見園公園	4.10	0		S38.12.28	44		第2種中高層住居専用、第2種住居、風致地区	青山中学校、別府商業高校、住宅団地	○				○	○		○		○				○	6	6			○			1	7	C	
	地区公園計(3箇所)																																	
5.5.1	別府公園	27.30	27.29	99.9%	S27. 7. 3	55		風致地区	市役所、市民体育館等	○	○	○					○	○	○		○	○	○	9	9			○			1	10	B	
5.5.2	乙原公園	33.00	0		S27. 7. 3	55		第1種住居、風致地区	遊戯施設	○	○		○										○	4	4						0	4	D	
5.5.3	南立石公園	11.50	10.85	100.0%	S27. 7. 3																													
5.5.4	亀川公園	18.00	0		S27. 7. 3	55		第1種低層住居専用、風致地区	別府羽室台高校、北部中学校	○	○		○		○	○	○						○	7	7	○	○				2	9	B	
5.5.5	明礬温泉公園	32.10	0		S61. 3.25	21		風致地区、（市街化調整区域）		○	○		○							○				4	4						0	4	D	
	総合公園計(5箇所)																																	
6.5.1	実相寺中央公園	44.30	12.41	28.0%	S27. 7. 3	55	●	第1種低層住居専用		区域マスタープランで位置づけあり																								
	運動公園計(1箇所)																																	
7.5.1	十文字原公園	32.10	0		S38.12.28	44		風致地区、（市街化調整区域）		○			○											2	2		○				1	3	D	
8.5.1	鉄輪地獄地帯公園	36.40	4.62	12.7%	S27. 7. 3	55	●	第1種住居		区域マスタープランで位置づけあり																								
	特殊公園計(2箇所)																																	
	合計(39箇所)																																	
■都市計画緑地一覧表																																		
1	朝見川緑地	7.10	0.38	5.4%	S38.12.28	44		商業、第1種住居他、風致地区		○		○	○	○			○	○				○	○	8	8	○			○		2	10	B	
2	境川緑地	28.50	1.28	4.5%	S38.12.28	44		商業、第1種住居他、風致地区		○	○	○	○	○			○	○				○	○	9	9	○		○		○	3	12	A	
3	春木川緑地	24.30	0		S38.12.28	44		商業、第1種住居他		○		○	○	○			○	○				○	○	8	8	○			○		2	10	B	
	緑地合計(3箇所)																																	

必要性・優先性の評価ランク図



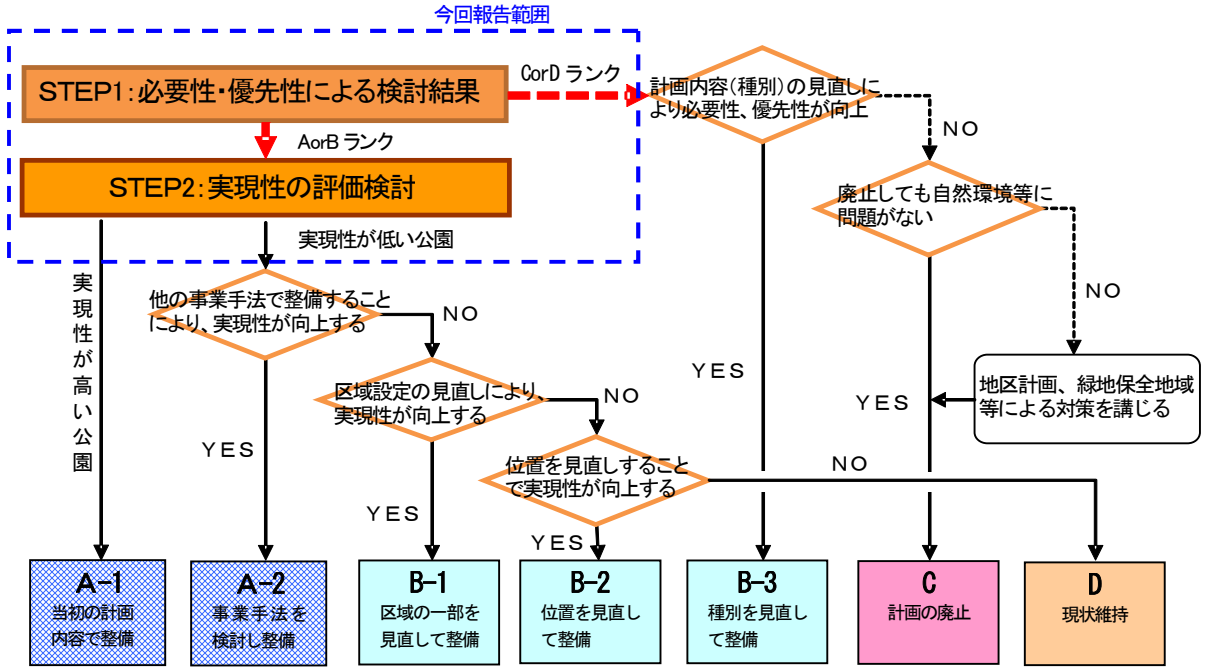
公園番号	決定番号	公園名	公園番号	決定番号	公園名	公園番号	決定番号	公園名
1	2.2.1	海門寺公園	15	2.2.15	南原児童公園	29	4.4.1	上人ケ浜公園
2	2.2.2	仲良公園	16	2.2.16	桐ノ木児童公園	30	4.4.2	温水公園
3	2.2.3	松原公園	17	2.2.17	東荘園児童公園	31	4.4.3	鶴見園公園
4	2.2.4	山田公園	18	2.2.18	鶴見ケ丘児童公園	32	5.5.1	別府公園
5	2.2.5	餅ケ浜公園	19	3.3.1	浜脇公園	33	5.5.2	乙原公園
6	2.2.6	吉弘公園	20	3.3.2	春木川公園	34	5.5.3	南立石公園
7	2.2.7	野口公園	21	3.3.4	南石垣公園	35	5.5.4	亀川公園
8	2.2.8	野口原公園	22	3.3.5	北石垣公園	36	5.5.5	明礬温泉公園
9	2.2.9	荘園公園	23	3.3.6	新別府公園	37	6.5.1	実相寺中央公園
10	2.2.10	馬場公園	24	3.3.7	中須賀公園	38	7.5.1	十文字原公園
11	2.2.11	前八幡児童公園	25	3.3.8	大石公園	39	8.5.1	鉄輪地獄地帯公園
12	2.2.12	中須賀児童公園	26	3.3.9	朝日公園	40	1	朝見川緑地
13	2.2.13	境川児童公園	27	3.3.10	北浜公園	41	2	境川緑地
14	2.2.14	石垣児童公園	28	3.3.11	的ケ浜公園	42	3	春木川緑地

6-3 実現性の評価

6-3-1. 評価の基本的な考え方

前項で公園毎の必要性、優先性の評価結果を踏まえ、A、B評価ランク（全体の総得点数の平均値以上）となる公園及び緑地（全 14 施設）を必要性、優先性が高いものと判断し、実現性の評価を行うものとする。

また、大分県都市計画区域マスタープランにおいて、整備もしくは事業化の位置づけがなされているが目処の立っていない「実相寺中央公園」、「鉄輪地獄地帯公園」についても実現性の評価を行うものとする。（合計 16 施設）



6-3-2. 評価指標

（1）実現性の評価指標

実現性の評価項目は、下表の 3 項目を指標として設定した。

■実現性の評価指標

評価視点	評価項目	評価指標
事業費の確保	①事業費	計画区域内に住宅が多数立地しているなど整備時における移転補償が大きく、事業費確保で大きな問題とならないかという観点から、事業費の原単位で評価 ○ 1㎡あたりの事業費が全体平均値未満 × 1㎡あたりの事業費が全体平均値以上
移設困難	②公共公益施設等の有無	区域内に病院、学校等の公共公益施設や移設困難な施設の有無で評価 ○ 公共公益施設や移設困難な施設なし × 公共公益施設や移設困難な施設あり
構造上の問題	③地形上の制約の有無	急傾斜地など地形上の制約等から整備が困難であるかないかで評価 ○ 地形上の制約なし × 急傾斜地で整備困難である

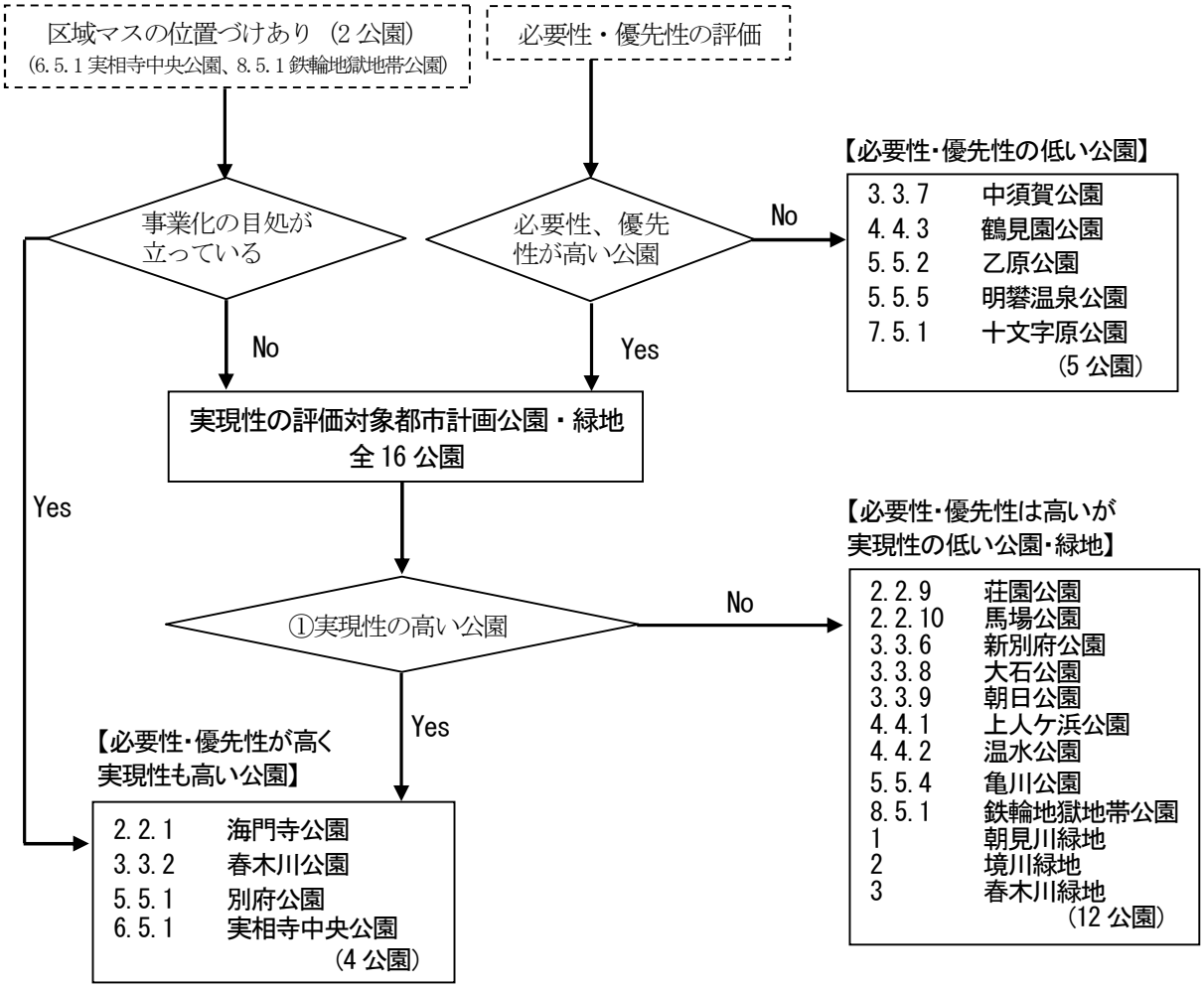
6-3-3. 評価結果

前記指標に基づいて行った実現性評価の結果は下表の通りである。

■評価結果一覧

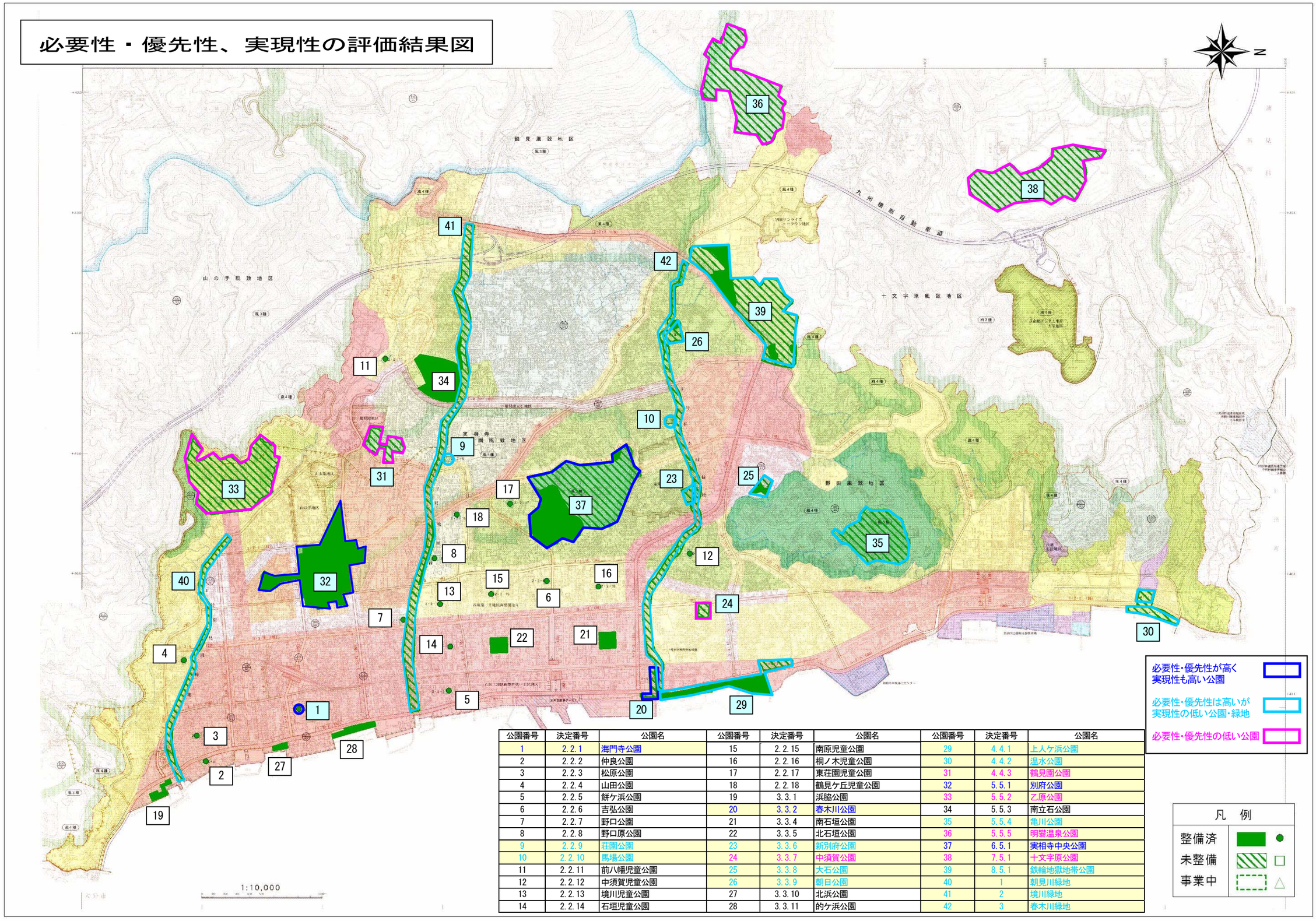
	名称		①事業費の確保					②移設困難		③構造上の問題		判定
			計画決定面積(ha)	53条申請件数	未供用面積(ha)	㎡当たり単価(千円)	評価	対象物件	評価	課題項目	評価	
街区公園	2.2.1	海門寺公園	0.40	1	0.06	158	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	2.2.9	荘園公園	0.30	2	0.30	98	○	郵便局、神社	×	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	2.2.10	馬場公園	0.50	15	0.50	145	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
近隣公園	3.3.2	春木川公園	1.20	1	1.20	32	○	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	3.3.6	新別府公園	1.00	36	1.00	157	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	3.3.8	大石公園	1.20	20	0.67	185	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	3.3.9	朝日公園	1.50	29	1.19	134	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
地区公園	4.4.1	上人ケ浜公園	7.90	5	1.52	132	×	大規模商業施設	×	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	4.4.2	温水公園	4.60	17	4.60	53	○	商業施設、病院	×	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
総合公園	5.5.1	別府公園	27.30	0	0.01	85	○	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
	5.5.4	亀川公園	18.00	52	18.00	91	○	学校	×	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
運動公園	6.5.1	実相寺中央公園	44.30	83	31.89	90	○	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性が高く、実現性も高い
特殊公園	8.5.1	鉄輪地獄地帯公園	36.40	52	31.78	88	○	大規模観光施設	×	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
都市計画緑地	1	朝見川緑地	7.10	46	6.72	119	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	2	境川緑地	28.50	172	27.22	118	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
	3	春木川緑地	24.30	202	24.30	122	×	なし	○	地形上の制約なし	○	必要性・優先性は高いが実現性が低い
合計				733	150.96							
平均						113						

※すべての評価項目で優位に該当するものを実現性が高いものとした
※ただし、2.2.1海門寺公園については、現在事業中であるため、実現性の高いものとした



■必要性・優先性、実現性の評価結果の流れ

必要性・優先性、実現性の評価結果図



公園番号	決定番号	公園名	公園番号	決定番号	公園名	公園番号	決定番号	公園名
1	2.2.1	海門寺公園	15	2.2.15	南原児童公園	29	4.4.1	上人ケ浜公園
2	2.2.2	仲良公園	16	2.2.16	桐ノ木児童公園	30	4.4.2	温水公園
3	2.2.3	松原公園	17	2.2.17	東荘園児童公園	31	4.4.3	鶴見園公園
4	2.2.4	山田公園	18	2.2.18	鶴見ケ丘児童公園	32	5.5.1	別府公園
5	2.2.5	餅ケ浜公園	19	3.3.1	浜脇公園	33	5.5.2	乙原公園
6	2.2.6	吉弘公園	20	3.3.2	春木川公園	34	5.5.3	南立石公園
7	2.2.7	野口公園	21	3.3.4	南石垣公園	35	5.5.4	亀川公園
8	2.2.8	野口原公園	22	3.3.5	北石垣公園	36	5.5.5	明礬温泉公園
9	2.2.9	荘園公園	23	3.3.6	新別府公園	37	6.5.1	実相寺中央公園
10	2.2.10	馬場公園	24	3.3.7	中須賀公園	38	7.5.1	十文字原公園
11	2.2.11	前八幡児童公園	25	3.3.8	大石公園	39	8.5.1	鉄輪地獄地帯公園
12	2.2.12	中須賀児童公園	26	3.3.9	朝日公園	40	1	朝見川緑地
13	2.2.13	境川児童公園	27	3.3.10	北浜公園	41	2	境川緑地
14	2.2.14	石垣児童公園	28	3.3.11	的ケ浜公園	42	3	春木川緑地